

第3次泉大津市男女共同参画推進計画 ～にんじんプラン～

【素案】

泉大津市

平成28年1月

目次

| | |
|----------------------------------|----|
| 第1章 計画の策定にあたって | 1 |
| 1．計画策定の背景と趣旨 | 1 |
| 2．男女共同参画をめぐる国・府・市の動向 | 2 |
| 1) 国の動向 | 2 |
| 2) 大阪府の動向 | 2 |
| 3) 泉大津市の動向 | 3 |
| 3．計画の位置づけ | 4 |
| 4．計画期間 | 5 |
| 5．計画策定の体制 | 5 |
| 第2章 男女共同参画の現状と課題 | 6 |
| 1．本市の現状 | 6 |
| 1) 人口の状況 | 6 |
| 2) 世帯の状況 | 7 |
| 3) ひとり親世帯の状況 | 7 |
| 4) 女性の就業状況 | 8 |
| 2．男女共同参画の課題 | 9 |
| 課題1 男女共同参画に関する意識について | 9 |
| 課題2 仕事と家庭生活などについて | 13 |
| 課題3 意思決定の場への女性の参画について | 20 |
| 課題4 DVやセクシュアル・ハラスメントなどについて | 23 |
| 課題5 だれもが安全・安心に暮らせる社会について | 28 |
| 第3章 計画の基本的な考え方 | 29 |
| 1．計画の基本理念 | 29 |
| 2．計画の基本方向 | 29 |
| 3．計画の施策体系 | 30 |
| 4．計画の重点項目の設定 | 32 |
| 第4章 施策の内容 | 35 |
| 基本方向1 男女共同参画社会実現のための意識づくり | 35 |
| 1) 男女共同参画に関する理解の促進 | 36 |
| 2) 学校等における男女共同参画の推進 | 37 |
| 3) 男女共同参画に関する男性の理解の促進 | 37 |
| 基本方向2 雇用の場における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和 | 39 |
| 1) 雇用の場における男女共同参画の推進 | 40 |
| 2) 女性の就業機会の拡大 | 41 |
| 3) 仕事と生活の調和 | 41 |
| 4) 多様な働き方を可能にするための支援 | 42 |
| 基本方向3 意思決定の場における男女共同参画の推進 | 44 |
| 1) 政策・方針決定の場への女性の参画の促進 | 45 |

| | |
|------------------------------------|----|
| 基本方向4 あらゆる暴力の根絶 | 46 |
| 1) DV 防止対策の推進..... | 47 |
| 2) セクシュアル・ハラスメント対策の推進..... | 48 |
| 基本方向5 安全・安心な暮らしの基盤づくり..... | 49 |
| 1) 生涯にわたる心とからだの健康保持..... | 49 |
| 2) 安心して子どもを育てることができるまちづくりの推進..... | 50 |
| 3) 貧困など生活上の困難に直面する女性等への支援..... | 51 |
| 4) 高齢者・障がい者等が安心して暮らせるまちづくりの推進..... | 51 |
| 5) 地域における男女共同参画の推進..... | 52 |
| 6) 防災・災害対策における男女共同参画の推進..... | 52 |
| 第5章 計画の推進 | 54 |
| 1 . 計画の推進体制..... | 54 |
| 1) 庁内推進体制の強化..... | 54 |
| 2) 市民、地域団体等との連携..... | 54 |
| 3) 拠点施設の整備・充実..... | 55 |
| 2 . 計画の進行管理..... | 55 |
| 資料編 | 56 |
| 1 . 用語解説..... | 56 |
| あ行..... | 56 |
| か行..... | 56 |
| さ行..... | 57 |
| た行..... | 58 |
| は行..... | 59 |
| ら行..... | 59 |
| 2 . 計画策定の経過..... | 60 |
| 3 . 泉大津市男女共同参画のまちづくりを推進する条例..... | 62 |
| 4 . 泉大津市男女共同参画審議会..... | 66 |
| 規則..... | 66 |
| 委員名簿..... | 67 |
| 諮問書..... | 68 |
| 答申書..... | 69 |
| 5 . 泉大津市男女共同参画推進本部..... | 70 |
| 要綱..... | 70 |

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

現在、少子高齢化の急速な進展により、急激な人口減少が続くことが見込まれています。また、非正規労働者の増大をはじめとする雇用の不安定化や社会保障の持続可能性など、さまざまな課題が生じている中で、女性の活躍がこれまで以上に期待されています。

しかし、共働き世帯が年々増加しているなど、社会における活動や個人の生き方は多様化している中で、依然として残る「夫は仕事、妻は家庭」という固定的な性別役割分担意識等のもとでは、事実上女性が多くを担う子育て・家事・介護・地域活動等の負担が重くなっていくことも予想されます。また、男性が置かれている長時間労働という労働環境では、子育て・家事・介護等への男性の主体的な参画は困難な状況です。

一方、晩婚化・未婚化や高齢者人口の増加による単身世帯、離婚によるひとり親世帯が増加しており、特に女性については、出産・育児等による就業の中断や非正規雇用が多いことなどから、貧困等生活上の困難に陥りやすい状況にあります。

さらに、配偶者等からの暴力、ストーカー行為等の女性に対する暴力は深刻な社会問題となっているとともに、近年のソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「SNS」という。）など、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、女性に対する暴力が多様化しています。

本市においても、平成18年に策定した「第2次泉大津市男女共同参画推進計画（にんじんプラン）」に基づき、様々な施策を推進してきたところですが、私たちを取り巻く社会情勢が大きく変化する中で、新たな課題に的確に対応していくことが求められます。

こうした背景を踏まえ、本市では、これまでの取組の成果を継承しつつ、さらに新たな課題に対応するため、「第3次泉大津市男女共同参画推進計画（にんじんプラン）」を策定します。また、本計画の一部に、本市における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を盛り込むとともに、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく市の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画も盛り込むことで、必要な施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

2. 男女共同参画をめぐる国・府・市の動向

1) 国の動向

男女共同参画社会の実現に向けて、国は、平成 11 年に「男女共同参画社会基本法」を制定し、同基本法に基づいて平成 12 年に「男女共同参画基本計画」、平成 17 年に「男女共同参画基本計画（第 2 次）」、平成 22 年に「第 3 次男女共同参画基本計画」（以下、「第 3 次計画」という。）を策定しました。第 3 次計画では、「女性の活躍による経済社会の活性化」「様々な困難な状況に置かれている人々への対応」「女性に対するあらゆる暴力の根絶」等の視点を強調し、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）をはじめとする様々な取組が進められてきました。

そして、平成 27 年に新たな計画である「第 4 次男女共同参画基本計画」（以下、「第 4 次計画」という。）が策定されました。この第 4 次計画では、めざすべき社会として「①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会」「②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会」「③男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会」「④男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会」の 4 つを提示し、その実現を通じて、男女共同参画社会基本法がめざす男女共同参画社会の形成の促進を図ることとなっています。

また、平成 13 年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下、「DV 防止法」という。）が制定されて以降、平成 16 年、平成 19 年に一部改正され、市においても配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下、「DV 防止基本計画」という。）の策定が努力義務として位置づけられました。さらに平成 25 年の改正により、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて法の適用対象とされ、法律名も「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められました。

また、平成 27 年には、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）が成立しました。この法律では、市に対し、市の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下、「推進計画」という。）の策定が努力義務として位置づけられるとともに、市及び民間事業主に対し、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定が義務付けられています。

2) 大阪府の動向

大阪府では、男女共同参画社会基本法に基づき、平成 13 年に「おおさか男女共同参画プラン（大阪府男女共同参画計画）」が策定され、その後平成 18 年に見直しを行い、「改訂おおさか男女共同参画プラン」が策定されました。さらに平成 23 年には、社会状況の変化やこれまでに実施してきた施策に基づき、「おおさか男女共同参画プラン（2011-2015）」を策定し、市町村・NPO・大学・企業・経済団体等と連携・協働し、大阪全体で男女共同参画社会の実現に向けた取組が進められています。

また、平成 14 年には、府民や事業者と共に男女共同参画社会の実現をめざす指針となる「大阪

府男女共同参画推進条例」が制定されました。

平成17年には、DV防止法に基づく「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」が策定され、平成21年に改訂されました。さらに平成24年に「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2012-2016）」が策定され、配偶者からの暴力を防止し、暴力の被害者が適切に保護や支援を受け、自立して安心して暮らすことのできる社会をめざし各種の施策が推進されています。

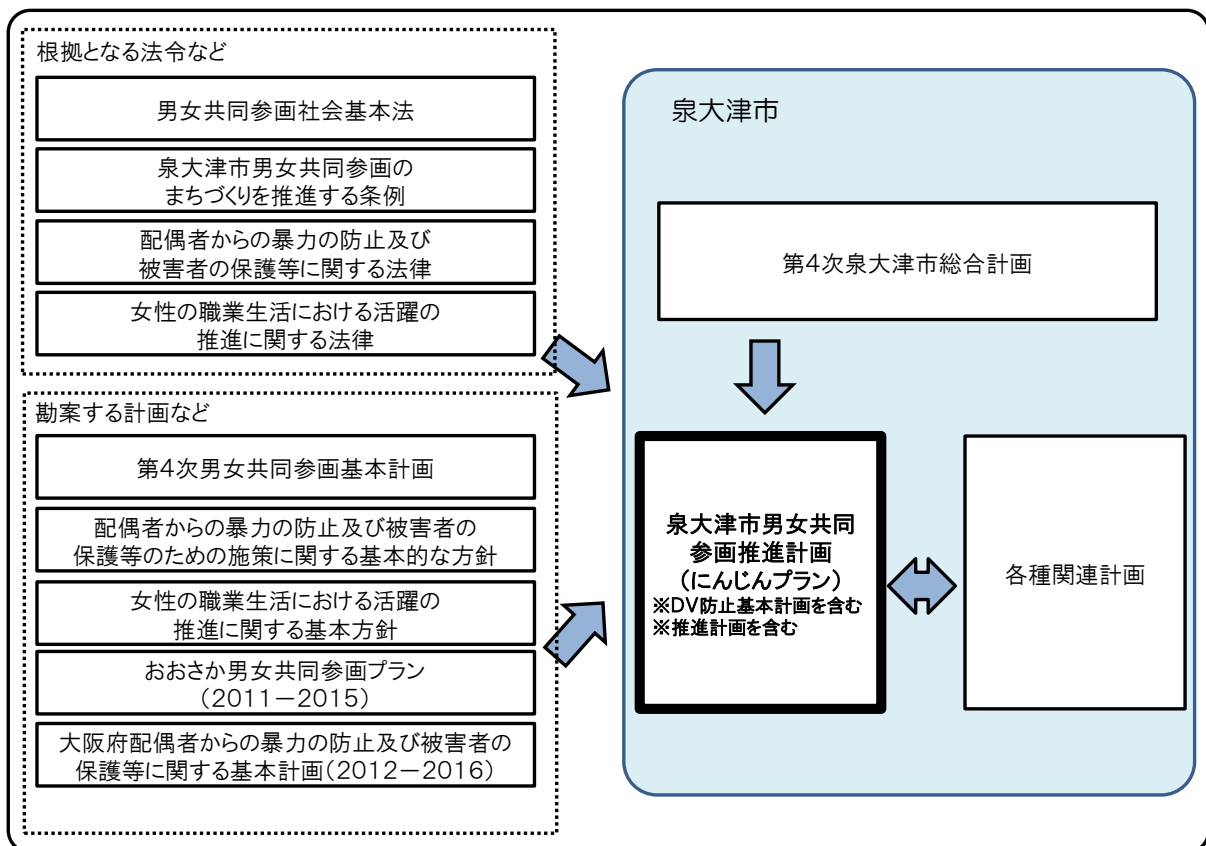
3) 泉大津市の動向

本市では、「共に築く男女共同社会」の実現をめざし、平成7年に「泉大津市女性行動計画（にんじんプラン）」を策定しました。その後、平成18年には男女共同参画推進懇話会からの提言をもとに、平成27年度までを計画期間とする「第2次泉大津市男女共同参画推進計画（にんじんプラン）」を策定、同計画の中間年である平成23年には、法律や市条例等との整合性を図るとともに、計画の実効性を高めるため、計画の中間見直しを行いました。同計画に基づき、男女共同参画についての意識改革のための広報・啓発活動といった取組や、市職員の女性管理職の登用の促進、また、目標としていた市が設置する審議会等委員の女性の参画率30%を達成するなど、男女共同参画に関する各種の施策を推進してまいりました。

また、平成20年には、豊かで活力のある泉大津市を築くため、男女が支え合い、社会のあらゆる分野に参画し、喜びも責任も分かち合う男女共同参画社会の実現をめざし、男女共同参画への取組を総合的かつ計画的に推進するための「泉大津市男女共同参画のまちづくりを推進する条例」を施行しました。この条例に基づき、男女共同参画の推進に関する重要事項等を調査審議する機関として「泉大津市男女共同参画審議会」を設置するとともに、毎年度、男女共同参画施策の実施状況等について報告書を作成し、その公表を行っています。また、平成21年1月には、市民に対して男女共同参画に関するさまざまな事業を展開するため、男女共同参画の拠点施設として、「いずみおおつ男女共同参画交流サロン」（にんじんサロン）をリニューアルオープンしました。にんじんサロンでは、男女共同参画についてのセミナーや講座等の学習機会の提供や、男女共同参画に関する活動を行う自主グループの支援、また「にんじんサロンまつり」や「フォーラム in 泉大津」といったイベントの開催などの事業等を実施し、本市における男女共同参画のまちづくりに積極的に取り組んでいます。

3 . 計画の位置づけ

- 1) 本計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項及び泉大津市男女共同参画のまちづくりを推進する条例第 11 条に基づく、本市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画です。
- 2) 本計画は、DV防止法第 2 条の 3 第 3 項に基づく、本市におけるDV防止基本計画を含みます。
- 3) 本計画は、女性活躍推進法第 6 条第 2 項に基づく、本市における推進計画を含みます。
- 4) 本計画は、「第 4 次泉大津市総合計画」を上位計画と位置づけるとともに、その他各種関連計画との整合性を図ります。
- 5) 本計画は、国の「第 4 次男女共同参画基本計画」「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」及び大阪府の「おおさか男女共同参画プラン（2011-2015）」「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2012-2016）」を踏まえて策定します。



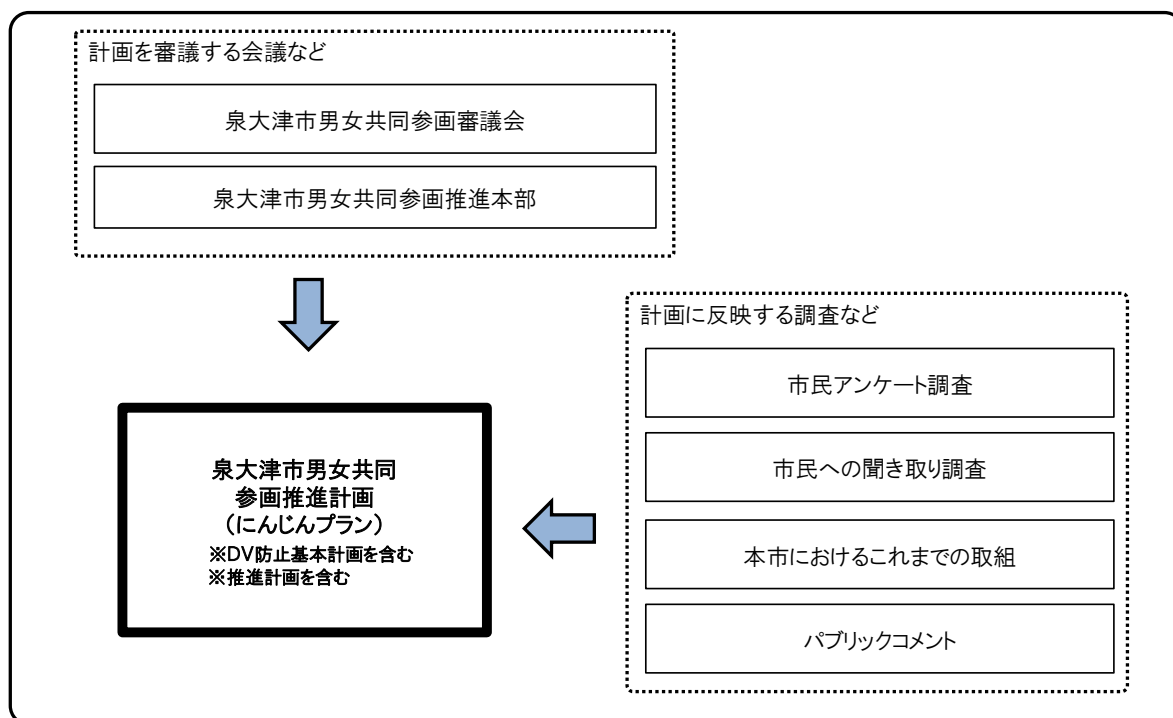
4 . 計画期間

本計画の期間は、平成 28 年度を初年度とし、平成 37 年度までの 10 年間とします。
ただし、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

5 . 計画策定の体制

計画の策定にあたっては、学識経験者や公募に応じた者等から構成される「泉大津市男女共同参画審議会」において審議を重ねるとともに、市長を本部長とする「泉大津市男女共同参画推進本部」でも検討を行います。

また、市民アンケートを実施し、市民の男女共同参画に関する意識等を調査するとともに、市民の声を直接聞くため、市内にある「おやこ広場」に出向いて、市民への聞き取り調査を実施します。また、本市におけるこれまでの取組の評価・分析を行い、その反映に努めます。さらに、広く市民の意見を聞くため、パブリックコメントを実施します。



市民アンケート調査

- ◆調査の期間 平成 27 年 4 月 14 日～平成 27 年 6 月 18 日
- ◆調査の対象 市内在住の満 20 歳以上の市民の中から無作為に抽出した 1,500 人(男性 750 人、女性 750 人)
- ◆回収結果 447 人

市民への聞き取り調査

- ◆調査の期間 平成 27 年 10 月 31 日、11 月 5 日、11 月 7 日
- ◆調査の対象 市内にある「おやこ広場」を利用していた子育て世帯の父親・母親 25 人

第2章 男女共同参画の現状と課題

1. 本市の現状

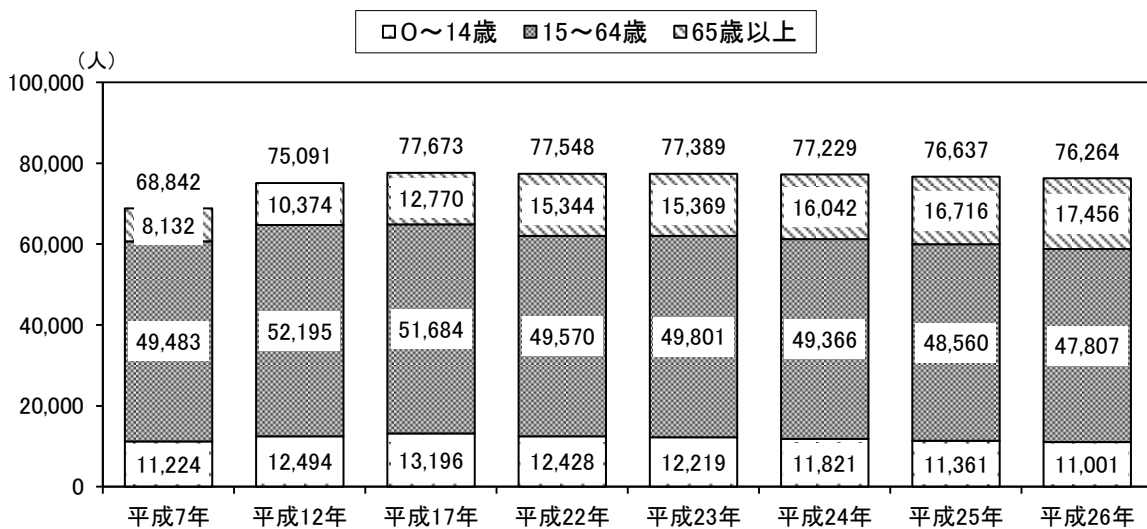
1) 人口の状況

国勢調査（平成23年以降は住民基本台帳）によると、総人口は、平成17年の77,673人をピークに年々減少して推移し、平成26年では76,264人となっています。

年齢3区分別にみると、0～14歳では平成17年、15～64歳では平成12年をピークに、それぞれ減少傾向にあり、平成26年では、0～14歳が11,001人、15～64歳が47,807人となっています。一方、65歳以上は増加傾向にあり、平成26年で17,456人となっています。

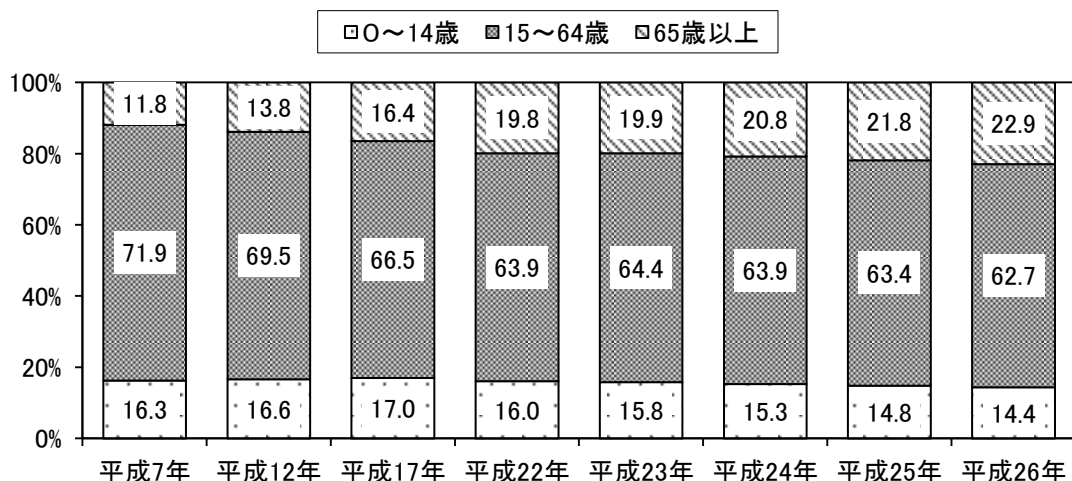
以上のことから、本市において少子高齢化が進行していることがうかがえます。

年齢3区分別人口の推移



資料：平成22年までは国勢調査（各年10月1日）
平成23年以降は住民基本台帳（外国人を含む）（各年10月1日）

年齢3区分別人口の構成比

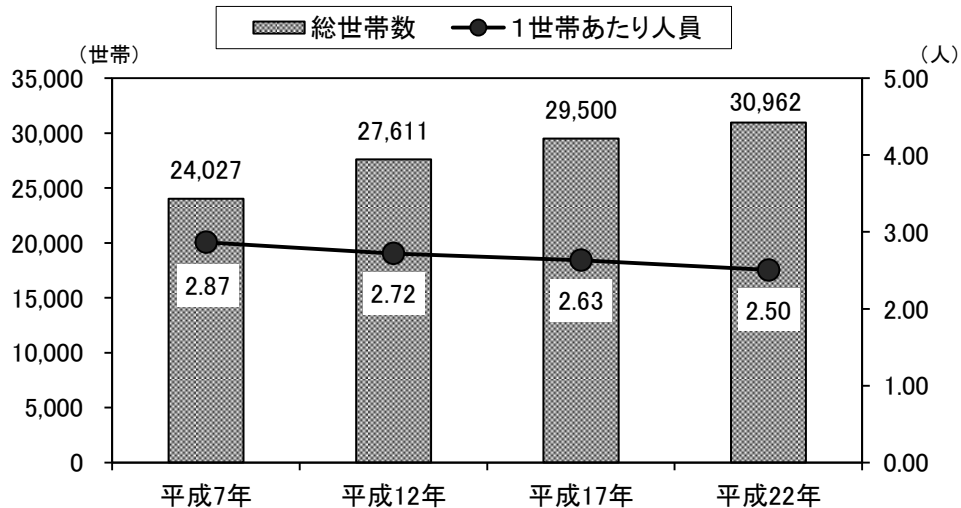


資料：平成22年までは国勢調査（各年10月1日）
平成23年以降は住民基本台帳（外国人を含む）（各年10月1日）

2) 世帯の状況

国勢調査によると、総世帯数は年々増加しており、平成 22 年で 30,962 世帯となっていますが、1 世帯あたり人員は減少していることから、核家族や単身世帯が増加していると考えられます。

総世帯数と 1 世帯あたり人員の推移

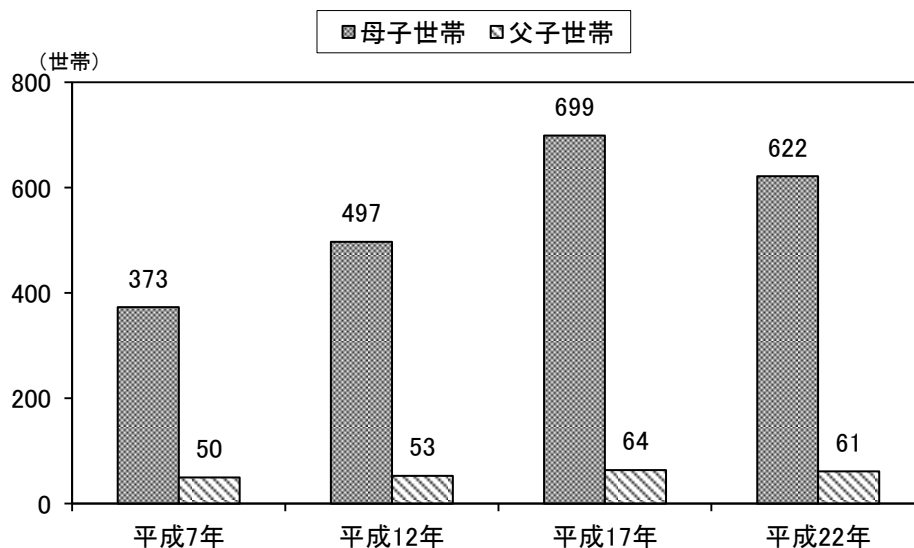


資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）

3) ひとり親世帯の状況

国勢調査によると、ひとり親世帯のうち、母子世帯では平成 17 年まで年々増加しており、平成 22 年では若干減少しているものの、600 世帯台となっています。一方、父子世帯ではあまり変化はなく、平成 22 年で 61 世帯となっています。

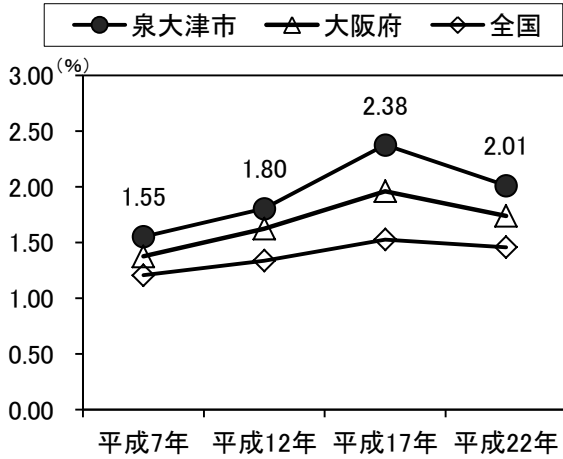
ひとり親世帯の推移



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）

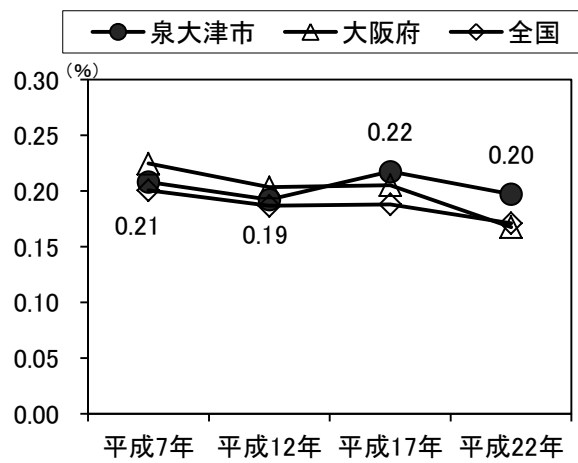
母子世帯及び父子世帯の割合の推移をみると、母子世帯ではすべての年において大阪府、全国を上回って推移しています。また、父子世帯では、平成17年以降、大阪府、全国を上回って推移しています。

母子世帯の割合の推移



資料：国勢調査（各年10月1日）

父子世帯の割合の推移

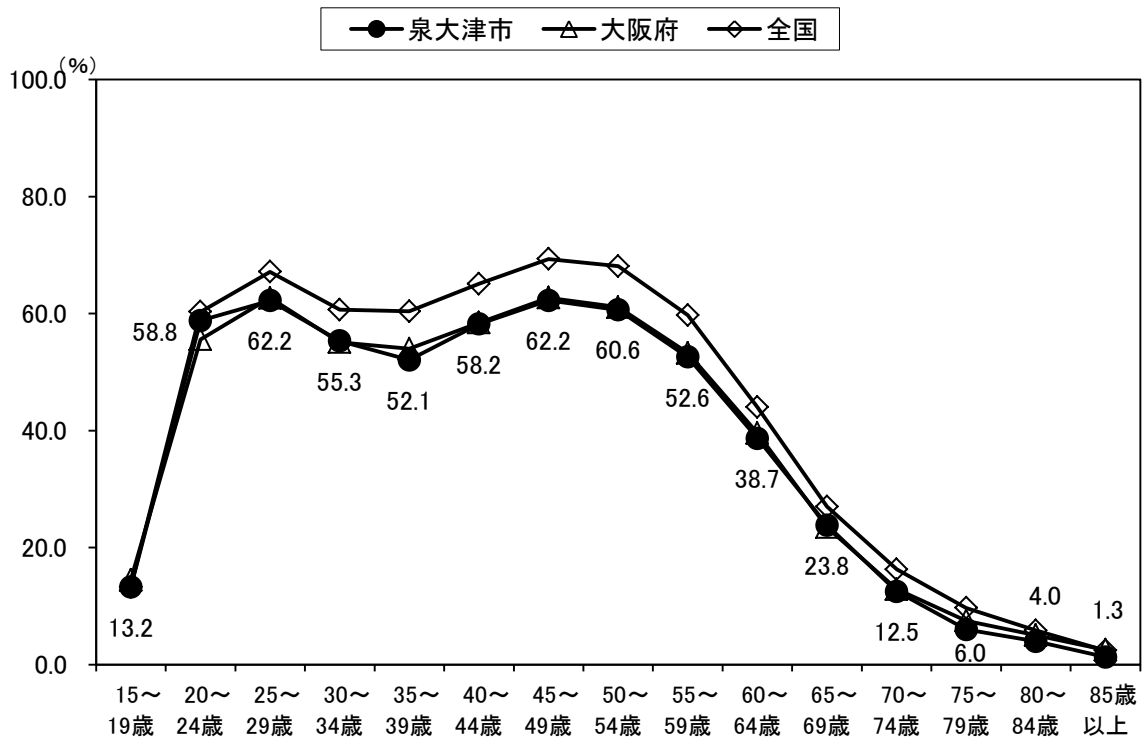


資料：国勢調査（各年10月1日）

4) 女性の就業状況

国勢調査によると、年齢別の女性の就業率は、25～29歳と45～49歳で比較的高く、その間の30～39歳で低下し、その後再び上昇する「M字カーブ」が見られます。また、大阪府、全国と比べて、全体的に低く推移しています。

年齢別女性の就業率



資料：国勢調査（平成22年10月1日）

2 . 男女共同参画の課題

課題1 男女共同参画に関する意識について

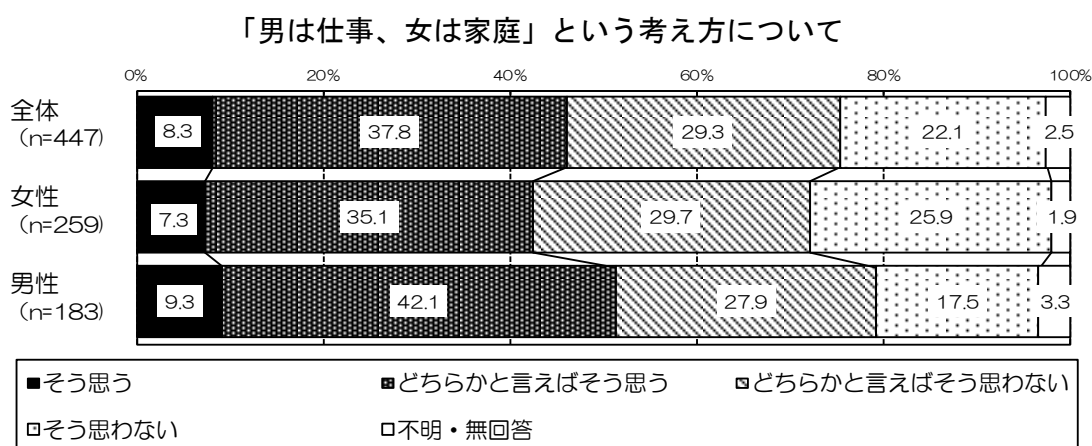
日本では、依然として「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識、性差に対する偏見や様々な社会制度・慣行が残っており、女性の活躍を阻害する要因の一つと言えます。

アンケート調査で「男は仕事、女は家庭」という考え方について尋ねたところ、『そう思う』（「そう思う」と「どちらかと言えばそう思う」の合計）と回答した人の割合は女性が42.4%である一方、男性は51.4%と、約10ポイントも高くなっています。また、大阪府や全国と比べても、『そう思う』と回答した人の割合は、女性は同程度であるにも関わらず、男性は高い状況にあり、本市において特に男性に固定的な性別役割分担意識が強いことがわかります。

また、社会の慣習やしきたりにおける平等感について尋ねたところ、『男性が優遇されている』（「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計）と回答した人の割合は全体で75.6%と、平成16年調査と比べると低くなっているものの、いまだ多くの人が男女間の不公平感を感じています。

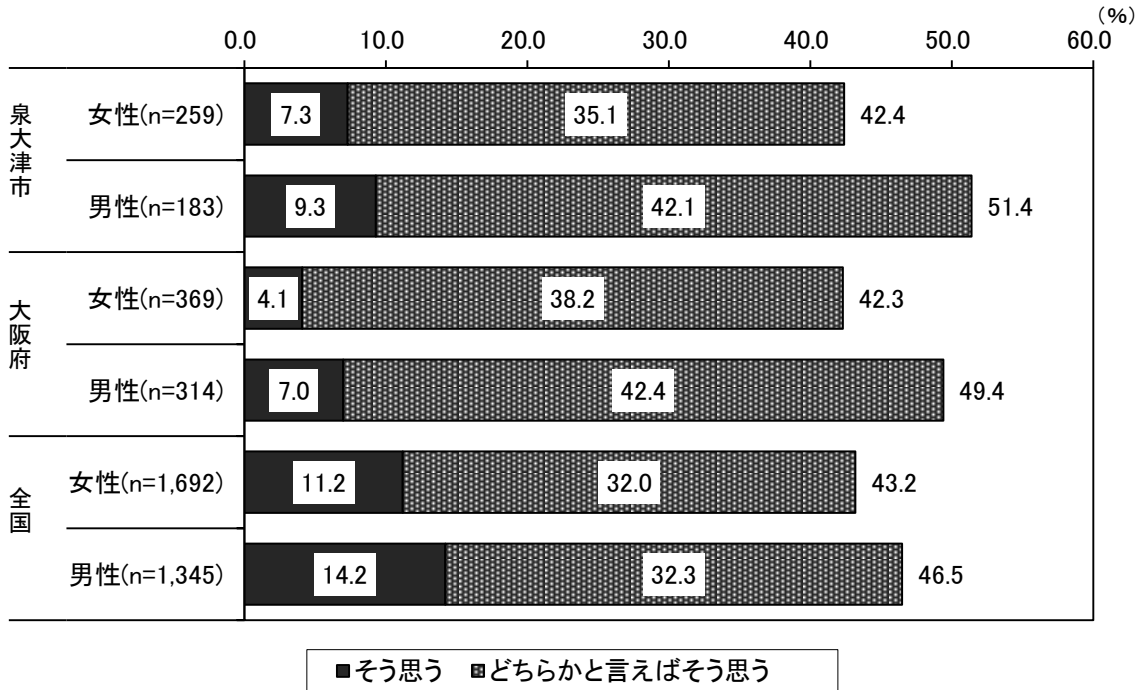
一方、学校教育における平等感については、『平等である』と回答した人の割合は全体で7割を超えており、5～6割台の大阪府や全国と比べて高い状況です。しかしながら、子どもたちがどのように育ったらいいと思うかについて尋ねると、女の子には『やさしく思いやりのある人に』、男の子には『経済的自立ができる人に』と回答した人の割合がそれぞれ最も高く、子育てに対して、性別にとらわれた考え方がみられています。

男女共同参画社会の実現に向けて、固定的な性別役割分担意識、性差に対する偏見などを解消するための取組を推進していくとともに、学校教育などにおいても、子どもたちに対して男女平等教育を行い、男女共同参画の意識づくりを進めていくことが必要です。



資料：「泉大津市男女共同参画に関するアンケート調査」（平成27年実施）

「男は仕事、女は家庭」と思う人の割合【泉大津市・大阪府・全国との比較】



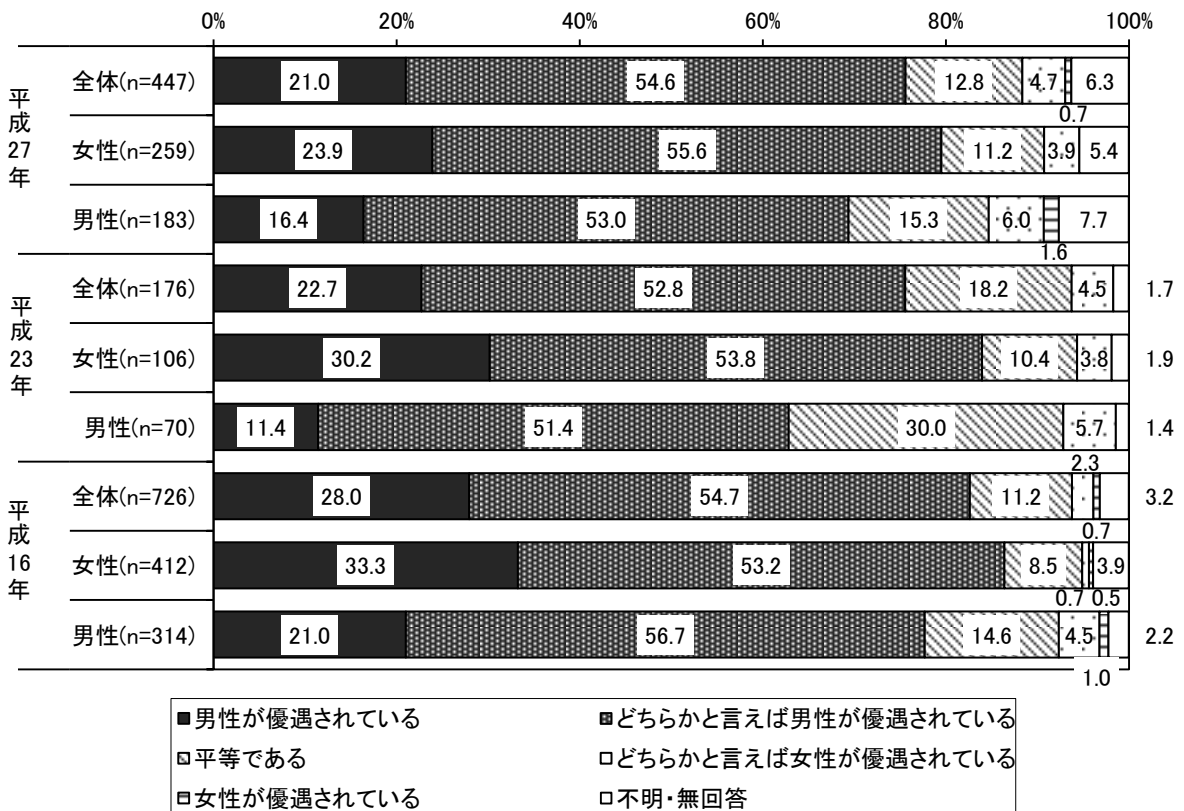
(注) 全国は「賛成」と「どちらかといえば賛成」の合計値

資料：泉大津市「泉大津市男女共同参画に関するアンケート調査」（平成 27 年実施）

大阪府「男女共同参画社会に関する府民意識調査」（平成 26 年実施）

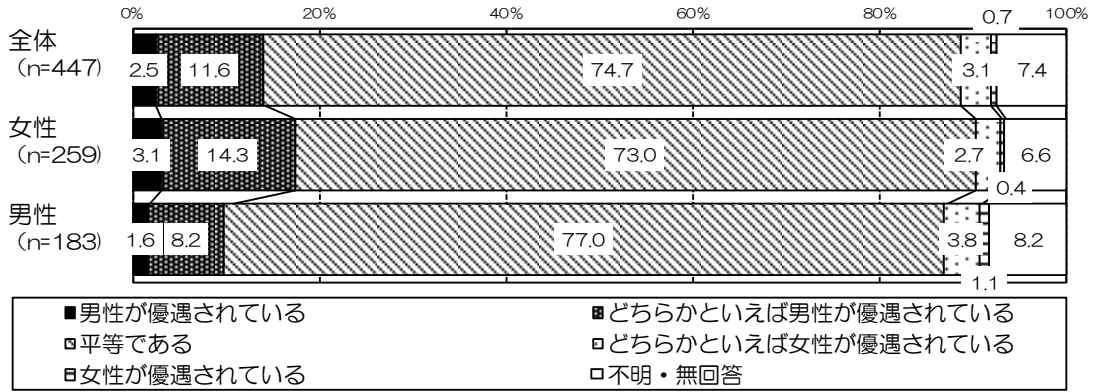
内閣府「女性の活躍推進に関する世論調査」（平成 26 年実施）

社会の慣習やしきたりにおける平等感



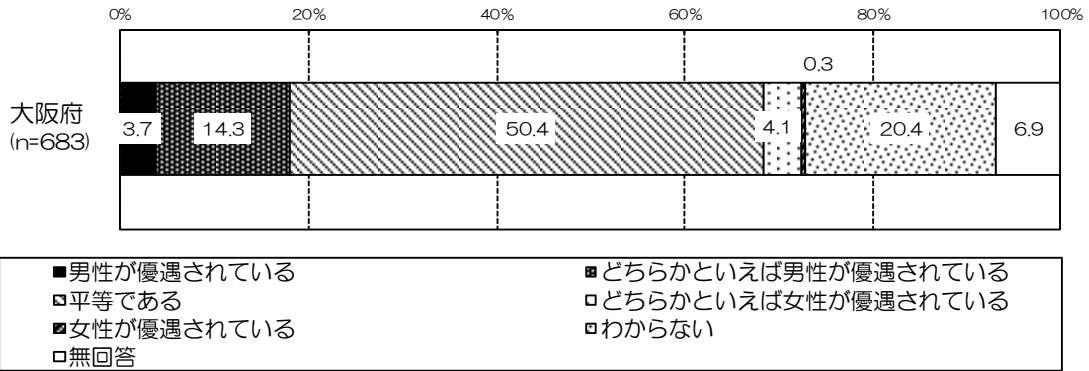
資料：「泉大津市男女共同参画に関するアンケート調査」（平成 16 年・平成 23 年・平成 27 年実施）

学校教育における平等感



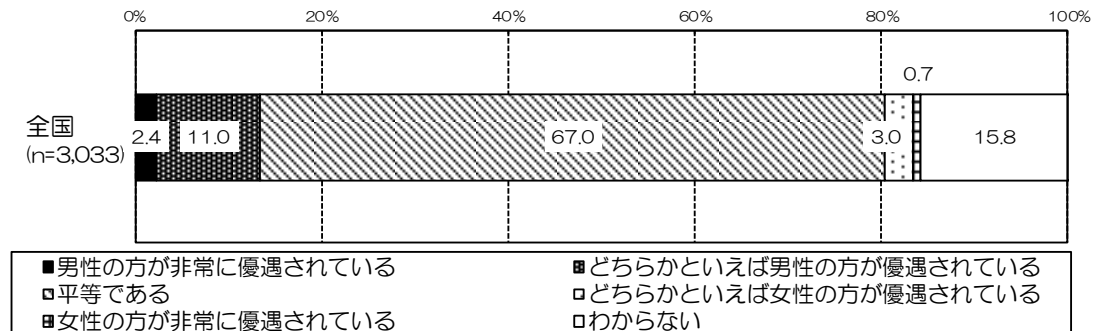
資料：「泉大津市男女共同参画に関するアンケート調査」（平成 27 年実施）

学校教育における平等感【大阪府】



資料：大阪府「男女共同参画社会に関する府民意識調査」（平成 26 年実施）

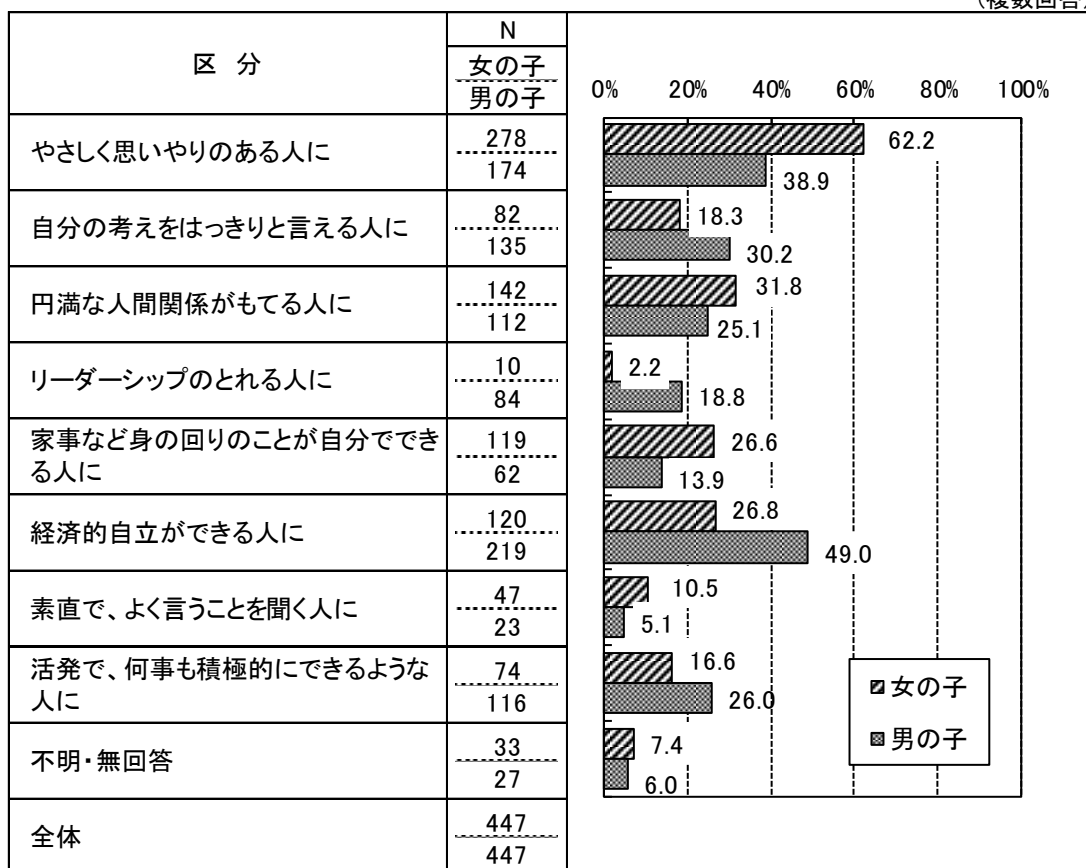
学校教育における平等感【全国】



資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成 24 年実施）

子どもたちがどのように育ったらいいと思うかについて

(複数回答)



資料：「泉大津市男女共同参画に関するアンケート調査」（平成 27 年実施）

課題2 仕事と家庭生活などについて

アンケート調査で、雇用の機会や職業の選択における平等感について、『男性が優遇されている』（「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計）と回答した人の割合は全体で69.1%、賃金や待遇における平等感について、『男性が優遇されている』と回答した人の割合は全体で77.4%と、平成16年調査以降徐々に低くなっているものの、いまだ雇用の場において男女差があることがうかがえます。

また、男女がともに、仕事と子育て、介護、地域活動を両立させるために必要なことについて尋ねたところ、女性では『家族が理解し、協力する』、男性では『育児休業や介護休業、地域活動のための休暇などがとりやすい職場環境をつくる』と回答した人が最も多くなっています。

一方、家庭生活における平等感をみると、『男性が優遇されている』と回答した人の割合は、女性が63.3%と、男性の38.3%と比べて高く、両者で大きな差が見られます。また、大阪府や全国と比べても、女性の『男性が優遇されている』と回答した人の割合は高い状況であり、本市において家庭生活における男女間の不平等を感じている女性が多いことがうかがえます。

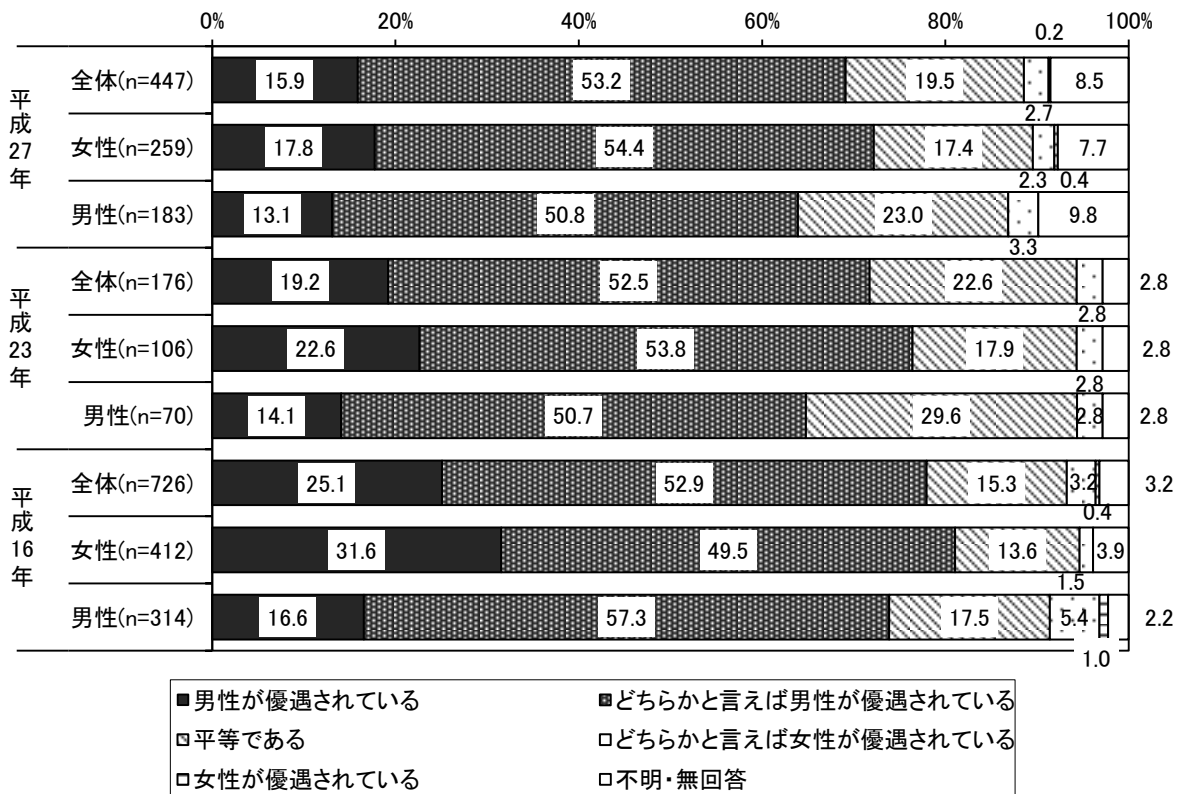
また、職場での育児・介護休暇など休暇取得のしやすさにおける男女差を尋ねたところ、『女性の方が優遇されている』と回答した人の割合は全体で30%を超えている一方、『男性の方が優遇されている』は5%に満たない状況になっています。実際、次世代育成支援を進めるためのアンケート調査（平成25年実施）において、『育児休業を取った、あるいは、今取っている』と回答した就学前児童の父親は5%に満たず、男性の育児休業取得の状況が低いことがわかります。

職場環境は、女性が出産・子育て・介護などの理由で、仕事を辞めずに働き続けるために重要な要素です。女性が、そのような理由で、仕事を辞めずに働き続けるために必要なことについて尋ねたところ、『妊娠・出産・子育て・介護に理解のある職場環境』と回答した人の割合が全体で最も高く、『配偶者などの家族の理解や家事、育児などへの参加』がつづいています。

また、本市の女性の就業率は、出産・子育て期にあたる年代で一旦低下し、子育てが落ち着いた時期に再び上昇するという、「M字カーブ」を描いていますが、M字の谷の部分が大阪府や全国と比べて深くなっており、出産・子育てによる離職が多く見られます。一方、次世代育成支援を進めるためのアンケート調査（平成25年実施）において、現在、就労していない就学前児童の母親の就労意向を尋ねると、約75%の人が就労したいという意向を持っていることがわかります。

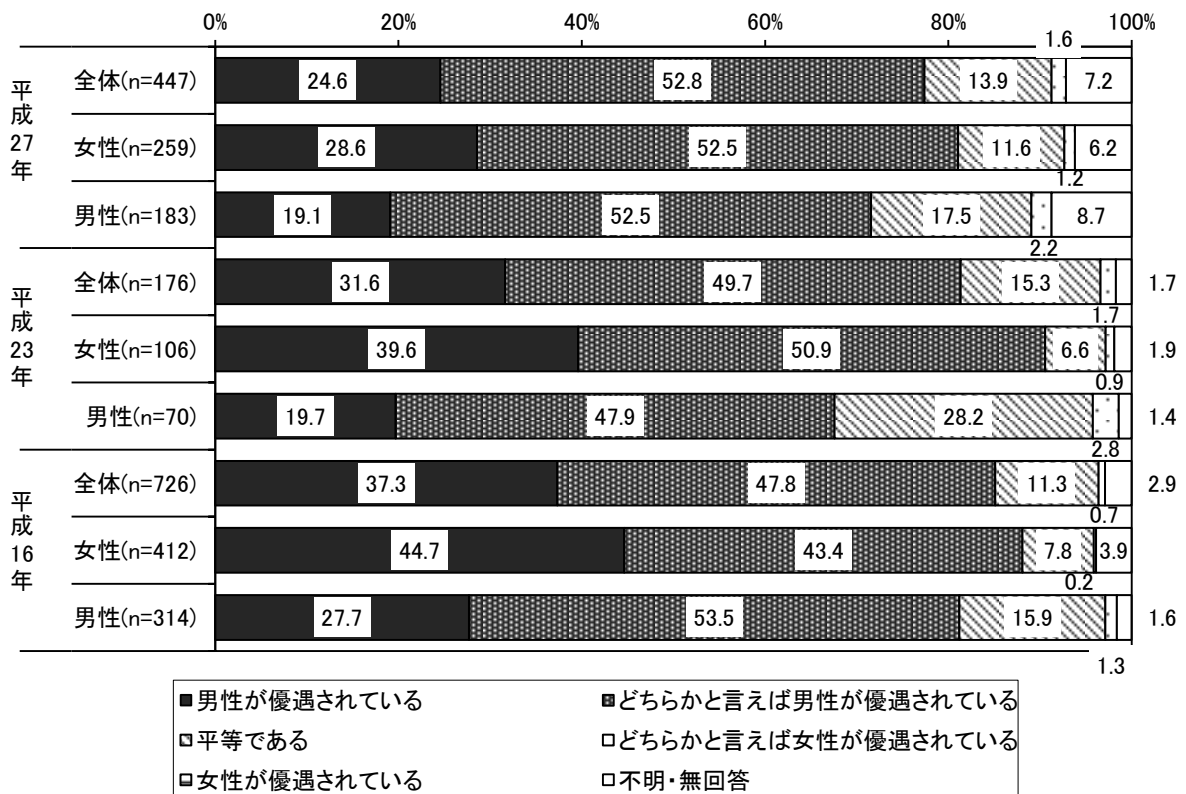
雇用の場における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するとともに、仕事と生活の調和の実現、男性の家事・子育て等への参画の促進、多様で柔軟な働き方に対する支援などの取組を進めていくことが必要です。

雇用の機会や職業の選択における平等感



資料：「泉大津市男女共同参画に関するアンケート調査」（平成16年・平成23年・平成27年実施）

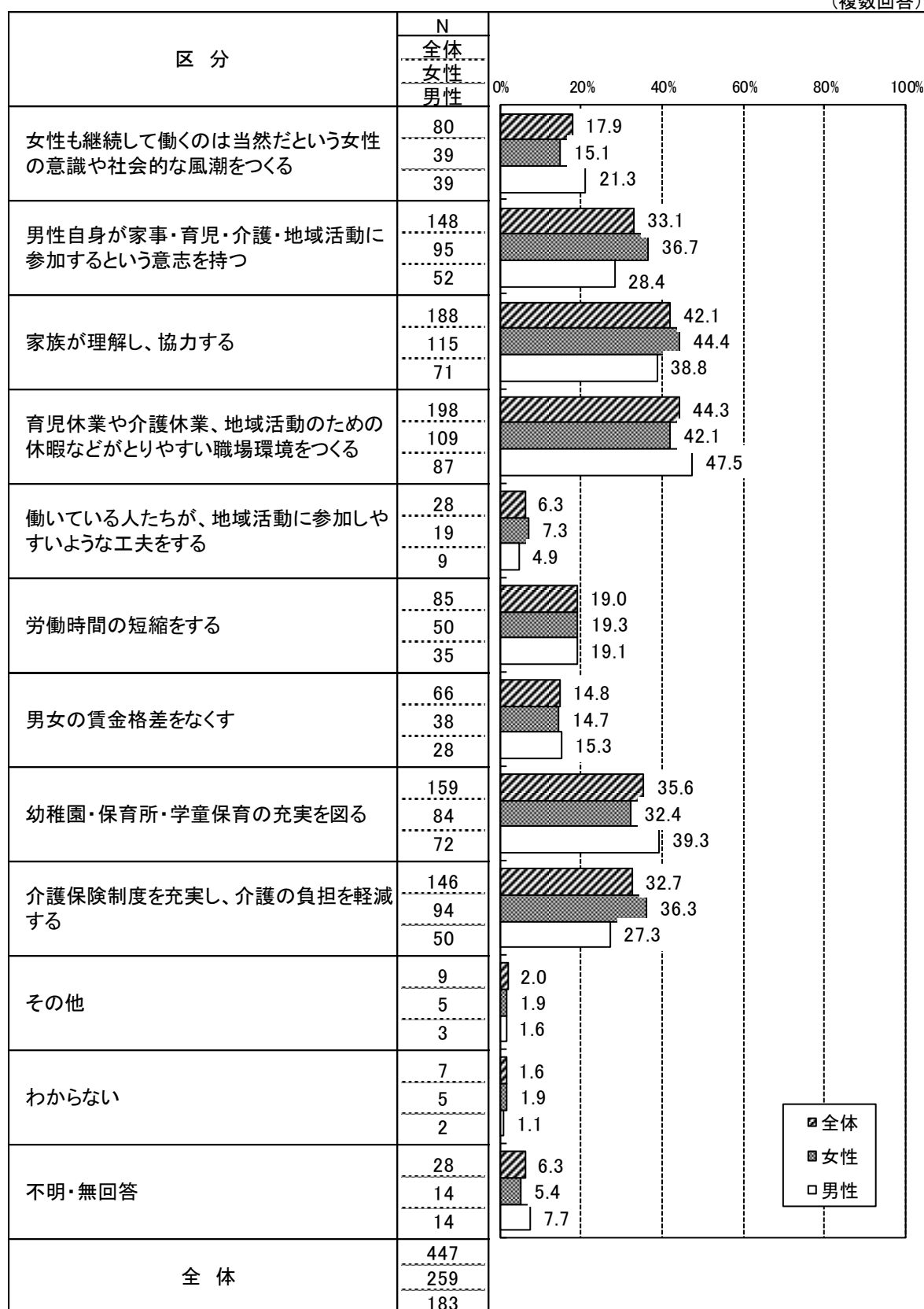
賃金や待遇における平等感



資料：「泉大津市男女共同参画に関するアンケート調査」（平成16年・平成23年・平成27年実施）

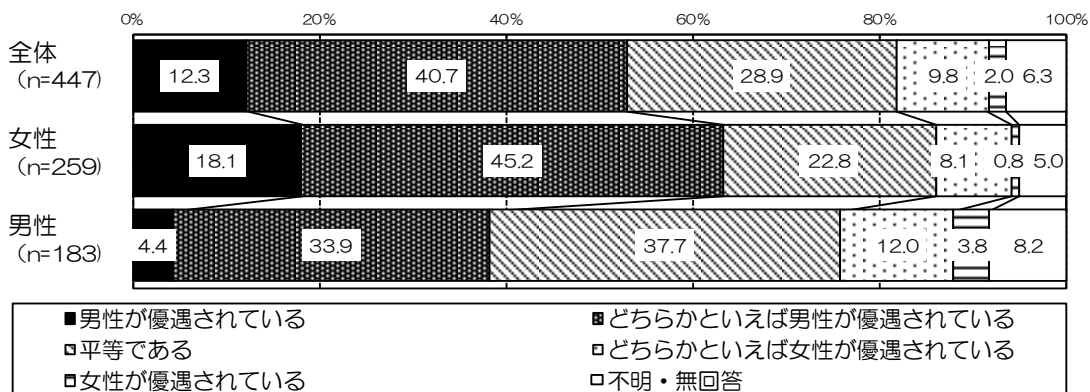
男女がともに、仕事と子育て、介護、地域活動を両立させるために必要なこと

(複数回答)



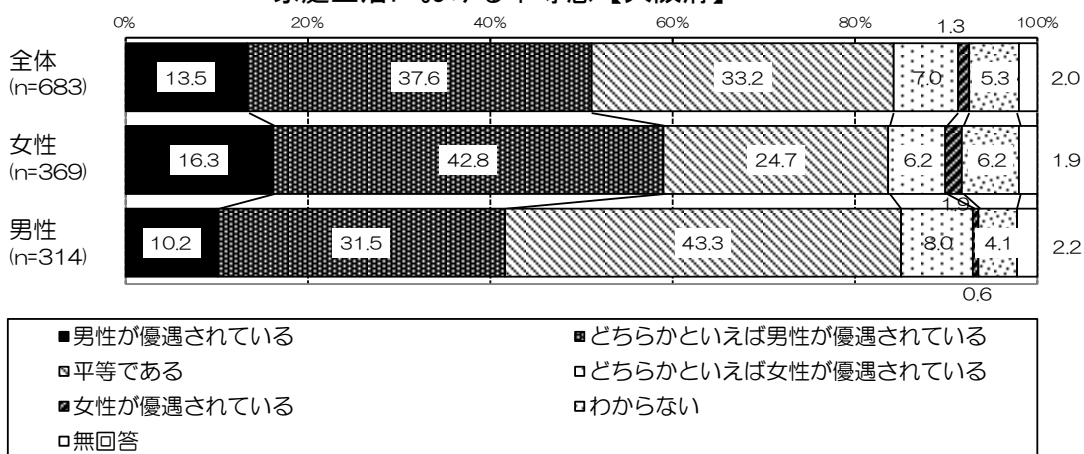
資料：「泉大津市男女共同参画に関するアンケート調査」（平成 27 年実施）

家庭生活における平等感



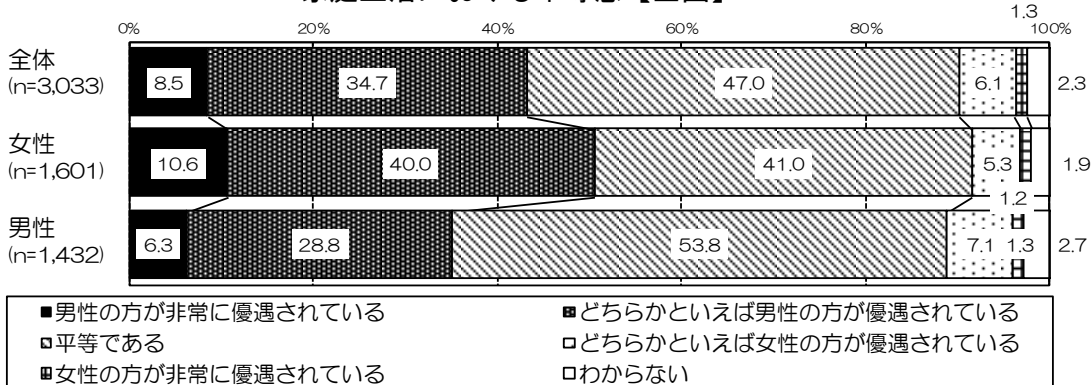
資料：「泉大津市男女共同参画に関するアンケート調査」（平成 27 年実施）

家庭生活における平等感【大阪府】



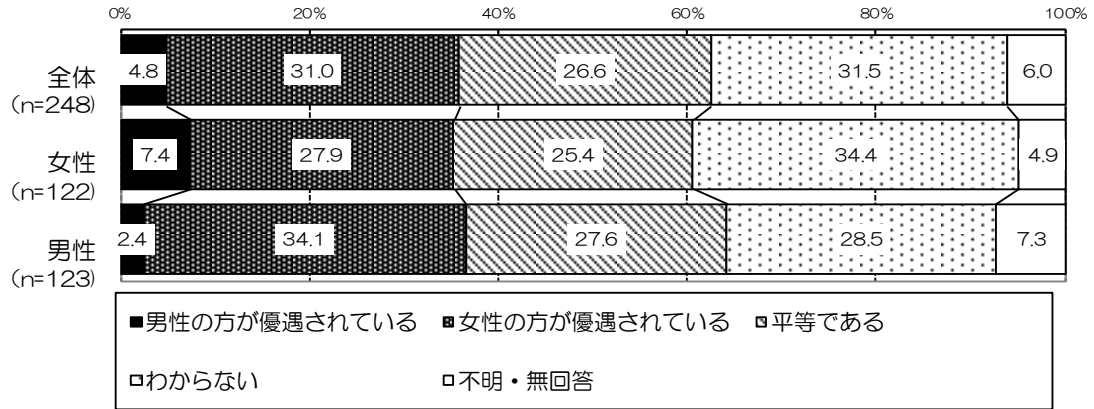
資料：大阪府「男女共同参画社会に関する府民意識調査」（平成 26 年実施）

家庭生活における平等感【全国】



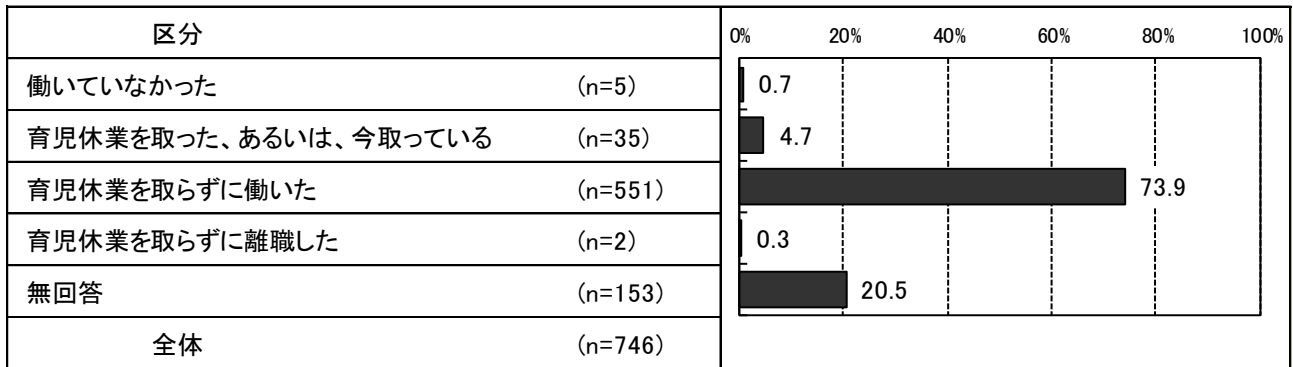
資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成 24 年実施）

職場での育児・介護休暇など休暇取得のしやすさにおける男女差



資料：「泉大津市男女共同参画に関するアンケート調査」（平成 27 年実施）

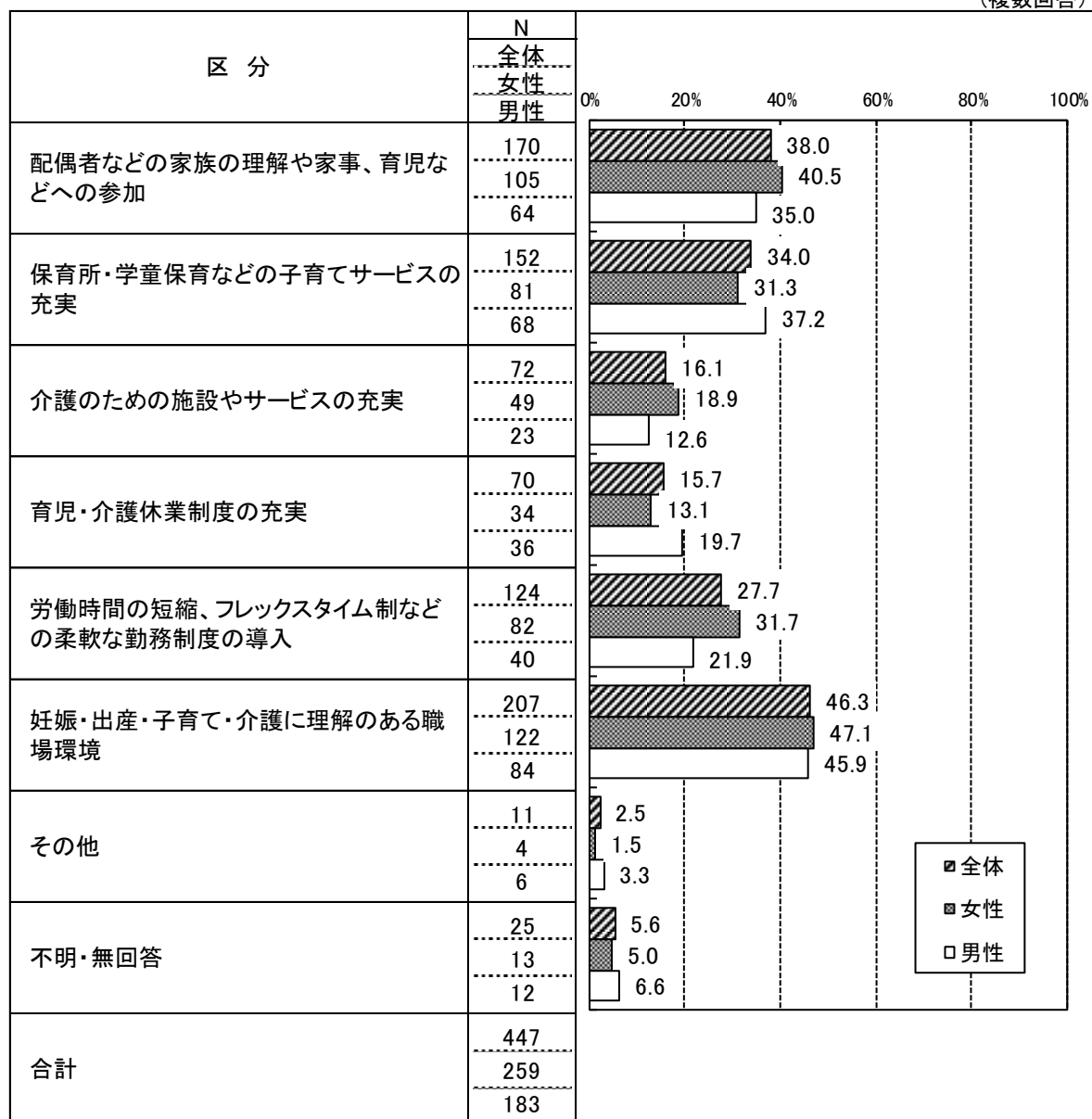
就学前児童の父親の育児休業取得状況



資料：泉大津市「次世代育成支援を進めるためのアンケート調査」（平成 25 年実施）

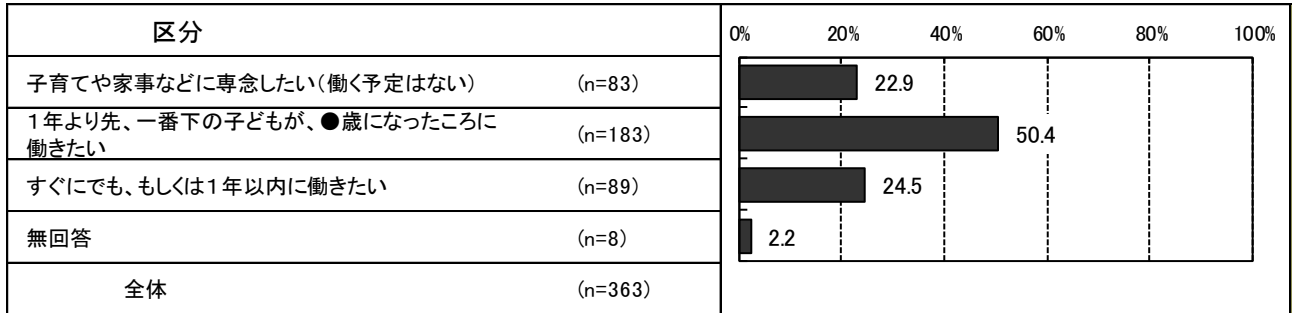
女性が、出産・子育て・介護などの理由で、仕事を辞めずに働き続けるために必要なこと

(複数回答)



資料：「泉大津市男女共同参画に関するアンケート調査」（平成 27 年実施）

就労していない就学前児童の母親の就労意向



※「●歳」には、「1歳」から「6歳以上」までのそれぞれの年齢が入ります。

資料：泉大津市「次世代育成支援を進めるためのアンケート調査」（平成25年実施）

課題3 意思決定の場への女性の参画について

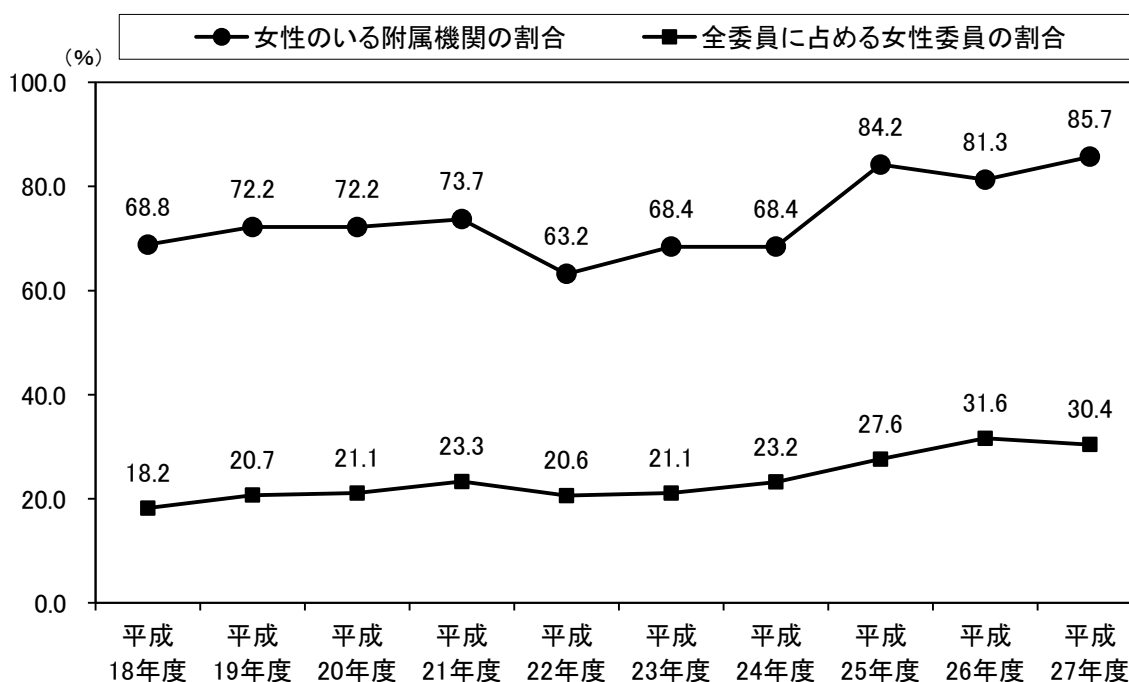
平成27年現在、本市で設置している審議会等における女性委員の割合をみると、全体で30.4%であり、「第2次泉大津市男女共同参画推進計画（にんじんプラン）」の目標値である30%を達成しています。一方、女性委員が一人もない審議会等の解消も目標としていましたが、21機関中3機関について、いまだ女性委員が一人もない状況となっています。

また、本市の職員役職別の女性職員の割合をみると、全体の職員の男女比率は同程度であるにもかかわらず、課長級、部長級と役職が上がるにつれて低くなっていく傾向となっています。小・中学校における校長等についても同様で、全体の教諭等の女性の割合は小学校で約7割、中学校で約5割を推移しているにもかかわらず、校長等の割合は小学校で1～2割台を推移しており、中学校では一人もない状況が続いています。

さらに、アンケート調査で、職場での管理職への登用における男女差を尋ねたところ、『男性の方が優遇されている』と回答した人の割合が全体で4割を超えており、多くの方が管理職への登用における男女差を感じていることがわかります。

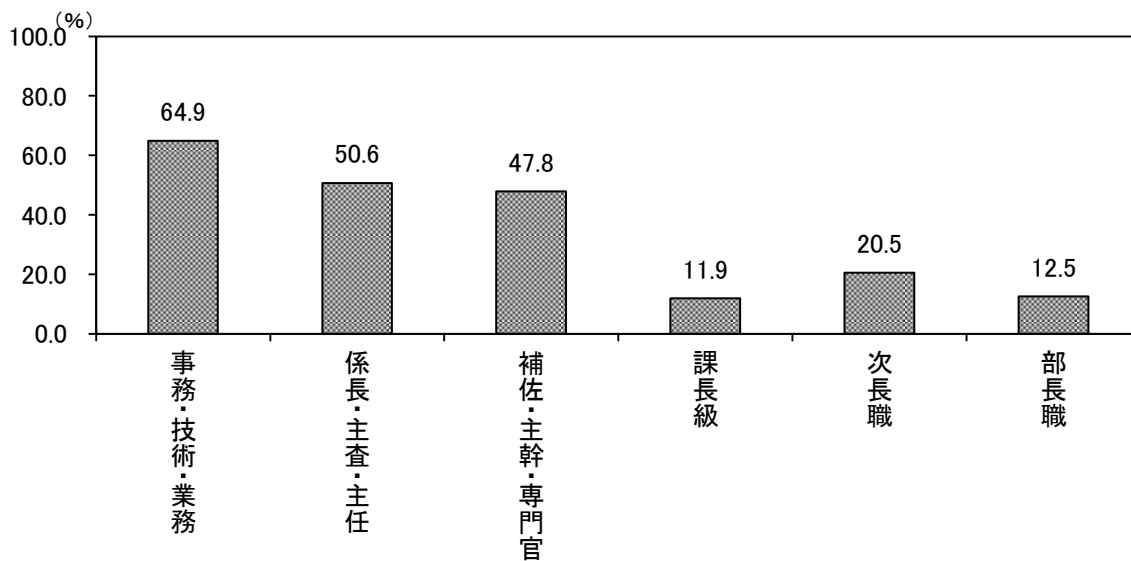
今後も引き続き、審議会等への女性の参画を推進していくとともに、管理職等への女性の登用を促進するための取組を進めるなど、意思決定の場における男女共同参画を推進していく必要があります。

審議会等における女性の参画状況の推移



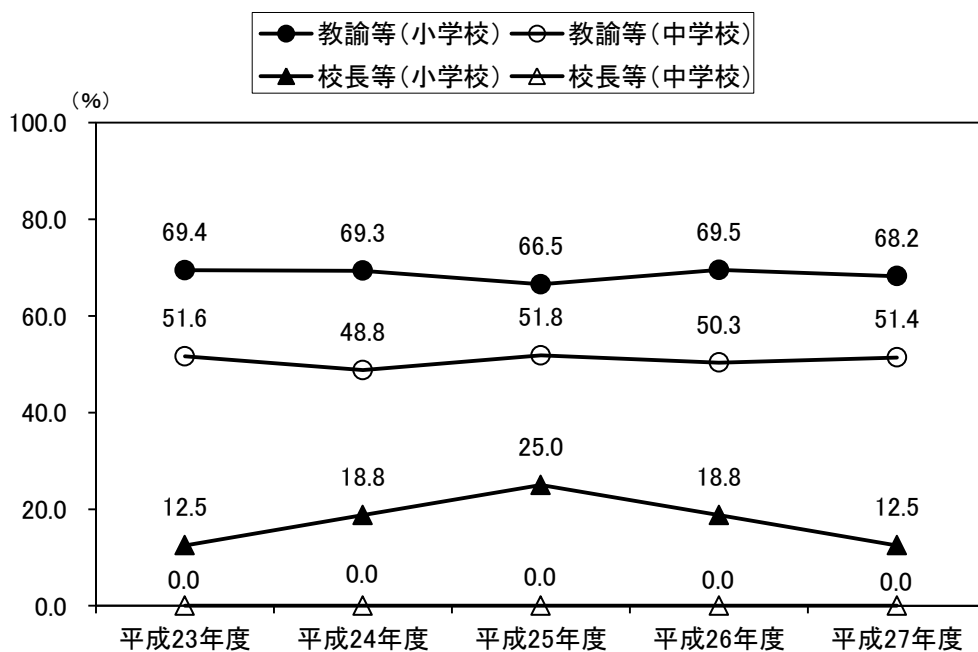
資料：人権市民協働課

市職員役職別の女性職員の割合



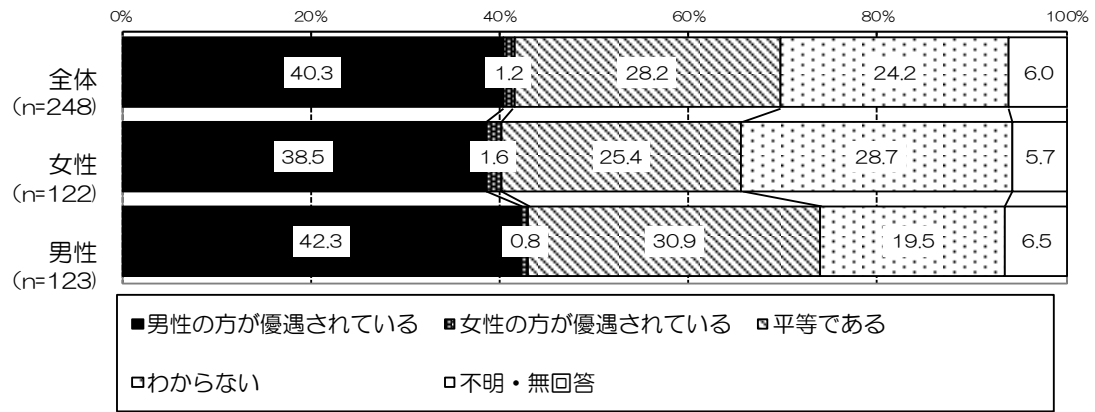
資料：人権市民協働課（平成 27 年度）

小・中学校における女性職員の割合の推移



資料：人権市民協働課

管理職への登用における男女差



資料：「泉大津市男女共同参画に関するアンケート調査」（平成 27 年実施）

課題4 DV やセクシュアル・ハラスメントなどについて

DVの相談等件数について、平成25年度に大阪府内の配偶者暴力相談支援センターで受けた相談件数は6,650件であり、平成18年度以降増加傾向にあります。また、大阪府警察相談窓口に寄せられた相談等件数は5,844件で、10年間で急増しています。

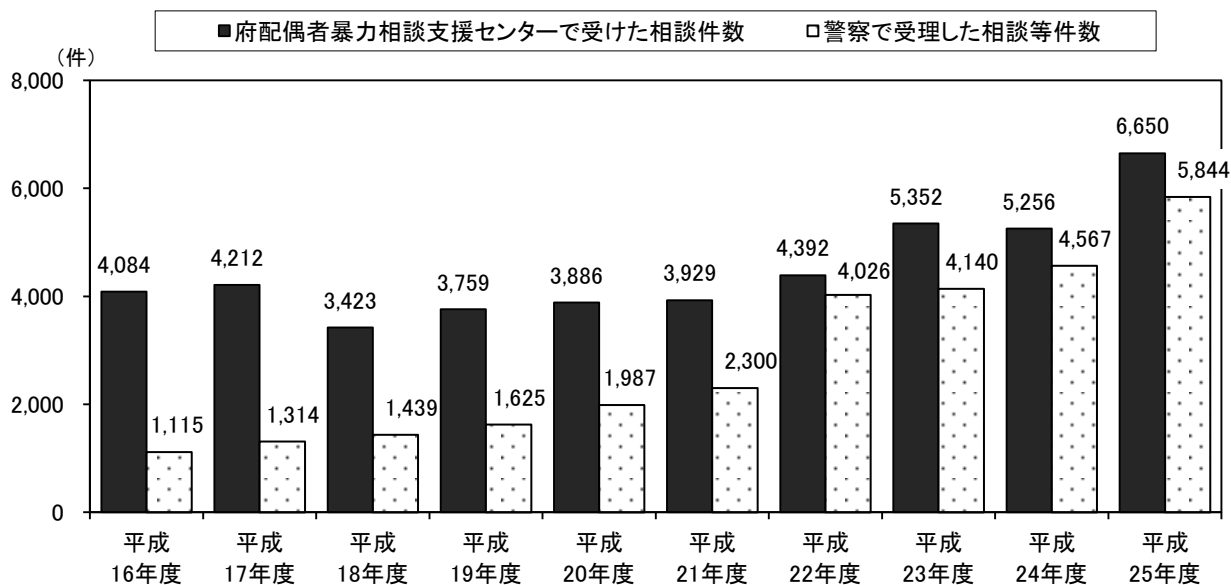
アンケート調査で、交際相手や配偶者等から、なぐったり、けったりするなどの身体に対する暴行を受けた経験について尋ねたところ、『あった』（「何度もあった」と「1・2度あった」の合計）と回答した人の割合は女性で21.3%、男性で8.2%、暴言や脅すなどの精神的な嫌がらせを受けた経験について尋ねたところ、『あった』と回答した人の割合は女性で24.7%、男性で16.4%となっています。さらに、『あった』と回答した人のうち、女性で36.0%、男性で52.9%の人が、『どこ（だれ）にも相談しなかった』と回答しており、被害をひとりで抱え込んでいる可能性があります。

また、最近3年の間に、「セクシュアル・ハラスメント」を受けた、あるいは、見聞きしたことがあるかについて尋ねたところ、男女とも約1割の人が『ある』（「受けたことがある」と「見聞きしたことがある」の合計）と回答しています。

一方、DV防止法を知っているかについて尋ねたところ、『内容も知っている』と回答した人の割合は全体で31.1%と、平成23年調査に比べて減少しています。また、交際相手や配偶者等からの暴力（なぐる、ける、無視するなどの身体的、心理的な暴力）について、相談窓口としてどのようなものを知っているかについて尋ねたところ、『1つも知らない』と回答した人の割合は、女性で17.8%、男性で10.4%と、平成23年調査に比べて男性は減少しているものの、女性は微増している状況です。今後さらに、様々な機会を通じて、DV防止法や相談窓口などの積極的な周知を図っていく必要があります。

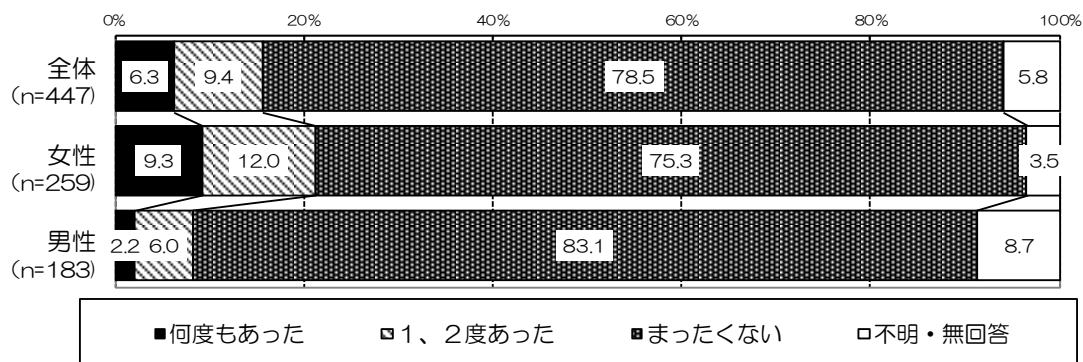
交際相手や配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪など女性に対する暴力をなくすために必要なことについて尋ねたところ、男女とも『犯罪の取り締まりを強化する』と回答した人の割合が最も高く、女性では『被害者のための相談窓口や保護施設を充実させる』、男性では『法律・制度の制定や見直しを行う』がつづいています。被害者が相談しやすい体制づくりや関係機関との連携の強化を進めていくことにより、被害者に対する効果的な支援の充実を図ることが必要です。

DVの相談等件数の推移



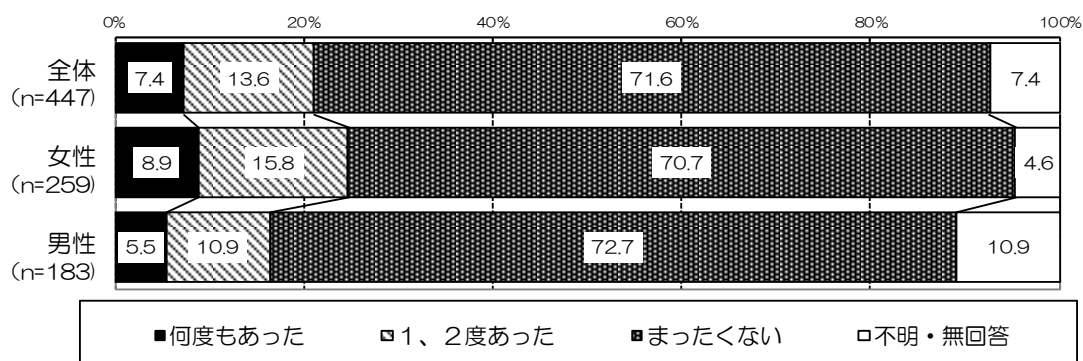
資料：大阪府男女参画・府民協働課「大阪府の男女共同参画の現状と施策」（平成26年度版）

交際相手や配偶者等から、なぐったり、けったりするなどの身体に対する暴行を受けた経験



資料：「泉大津市男女共同参画に関するアンケート調査」（平成27年実施）

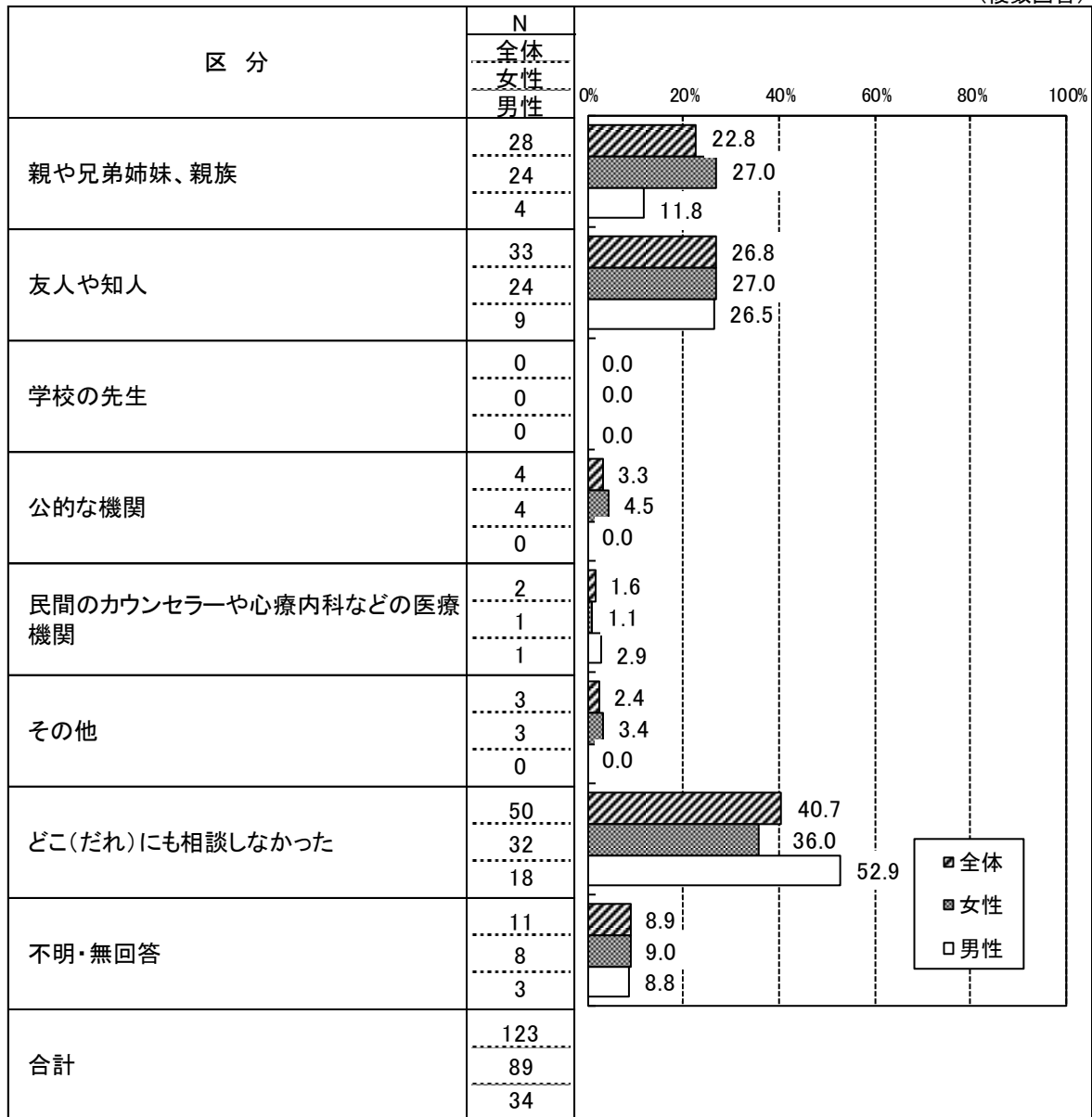
交際相手や配偶者等から、暴言や脅すなどの精神的な嫌がらせを受けた経験



資料：「泉大津市男女共同参画に関するアンケート調査」（平成27年実施）

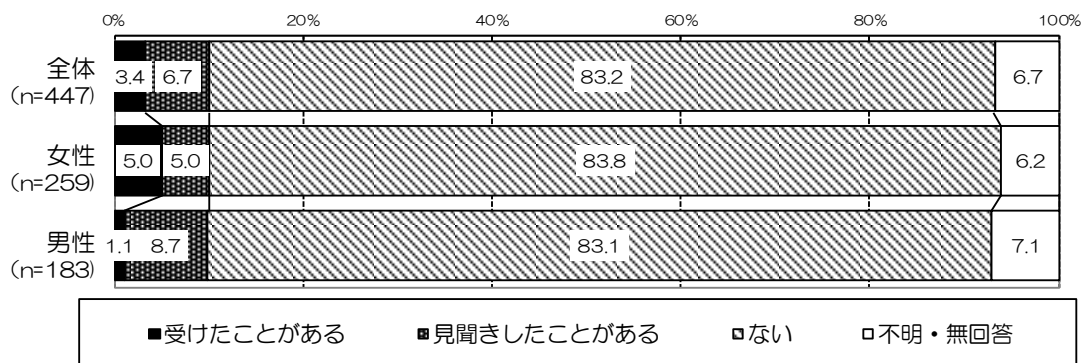
誰かに打ち明けたり、相談したりしたかについて

(複数回答)



資料：「泉大津市男女共同参画に関するアンケート調査」(平成 27 年実施)

最近3年の間に「セクシュアル・ハラスメント」を受けた、あるいは、見聞きした状況



資料：「泉大津市男女共同参画に関するアンケート調査」(平成 27 年実施)

D V 防止法の認知度

単位：%

| | 全体(n=447) | | | | 女性(n=259) | | | | 男性(n=183) | | | |
|---------|-----------|-------------------|--------|--------|-----------|-------------------|--------|--------|-----------|-------------------|--------|--------|
| | 内容も知っている | とがある 言葉を見聞きしたこ | 全く知らない | 不明・無回答 | 内容も知っている | とがある 言葉を見聞きしたこ | 全く知らない | 不明・無回答 | 内容も知っている | とがある 言葉を見聞きしたこ | 全く知らない | 不明・無回答 |
| 平成 27 年 | 31.1 | 50.8 | 9.8 | 8.3 | 31.7 | 51.0 | 10.8 | 6.6 | 30.6 | 50.3 | 8.7 | 10.4 |
| 平成 23 年 | 40.1 | 46.9 | 9.0 | 4.0 | 43.4 | 46.2 | 10.4 | 0.0 | 35.2 | 47.9 | 7.0 | 9.9 |

資料：「泉大津市男女共同参画に関するアンケート調査」（平成 27 年実施）

交際相手や配偶者等からの暴力についての相談窓口の認知状況

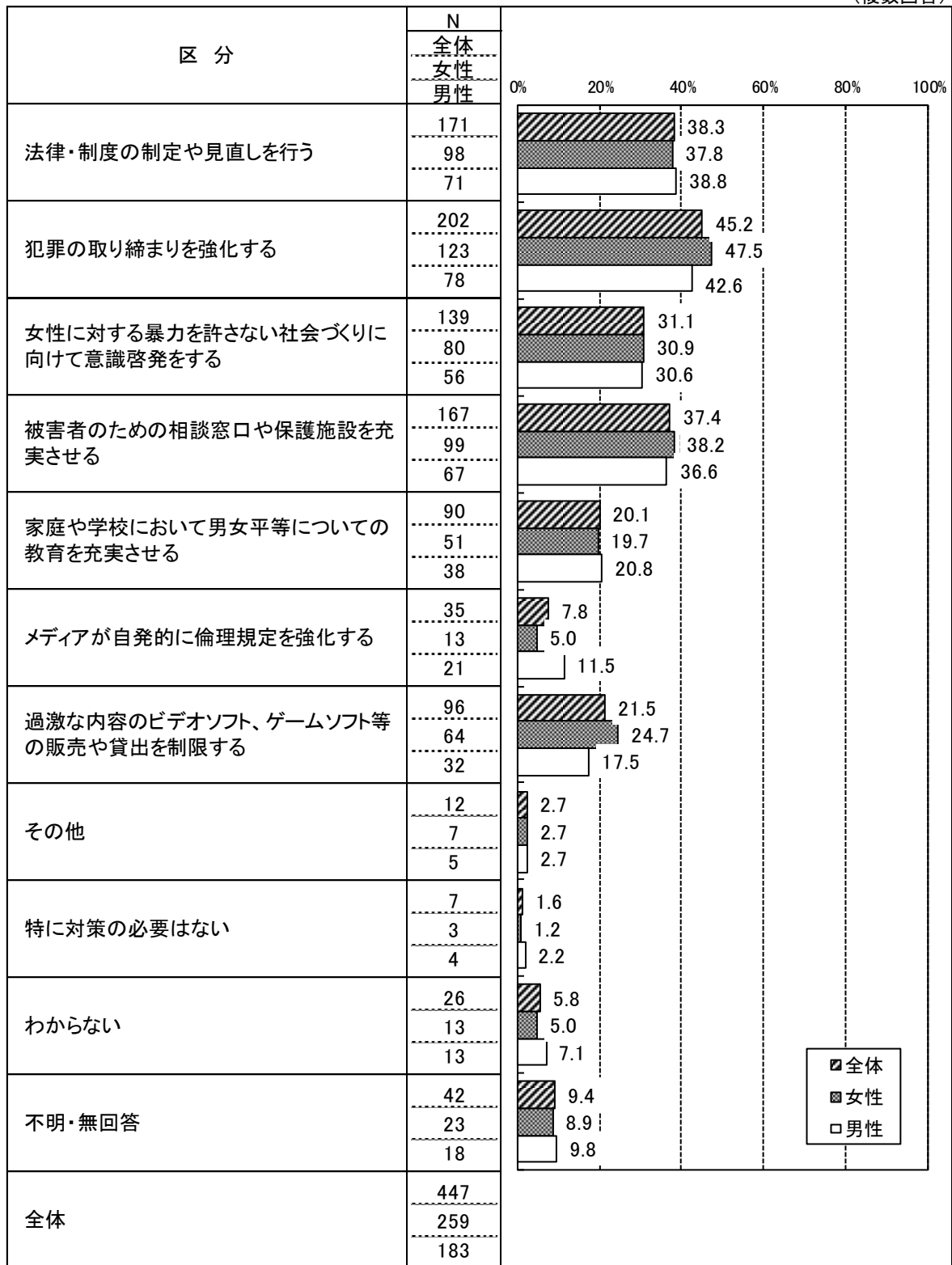
単位：%

| | | センターなど | 女性のための総合的施設（男女共同参画センター、女性センターなど） | 配偶者暴力相談支援センター（女性相談センターなど） | 警察 | 法務局、人権擁護委員 | 市町村など役所の相談窓口 | 上記以外の公的な機関 | 民間の専門家や専門機関（弁護士・弁護士会・カウンセラー・カウンセリング機関、民間シエーターなど） | その他 | 1つも知らない | 不明・無回答 |
|---------|-----------|---------|----------------------------------|---------------------------|------|------------|--------------|------------|--|------|---------|--------|
| | | 平成 27 年 | 全体(n=447) | 14.1 | 11.9 | 60.6 | 6.3 | 30.4 | 1.8 | 25.3 | 0.9 | 14.5 |
| | 女性(n=259) | 14.3 | 14.3 | 54.8 | 3.9 | 26.3 | 1.2 | 27.0 | 1.5 | 17.8 | 13.1 | |
| | 男性(n=183) | 14.2 | 8.7 | 68.3 | 9.8 | 36.1 | 2.2 | 22.4 | 0.0 | 10.4 | 14.2 | |
| 平成 23 年 | 全体(n=177) | 18.6 | 12.4 | 52.0 | 6.2 | 26.0 | 1.1 | 18.6 | 0.0 | 15.8 | 15.8 | |
| | 女性(n=106) | 19.8 | 16.0 | 47.2 | 3.8 | 26.4 | 0.0 | 18.9 | 0.0 | 16.0 | 15.1 | |
| | 男性(n=71) | 16.9 | 7.0 | 59.2 | 9.9 | 25.4 | 2.8 | 18.3 | 0.0 | 15.5 | 16.9 | |

資料：「泉大津市男女共同参画に関するアンケート調査」（平成 23 年・27 年実施）

交際相手や配偶者等からの暴力、性犯罪などをなくするために必要なこと

(複数回答)



資料：「泉大津市男女共同参画に関するアンケート調査」（平成 27 年実施）

課題5 だれもが安全・安心に暮らせる社会について

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きることは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提といえます。特に、女性は妊娠や出産など、生涯を通じて男女で異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があること、また、人間の性は多種多様なものであり、一人ひとりが自分のセクシュアリティを見つめ、自己決定し、自分らしく生きることができる社会をめざしていくことが必要であるといったことから、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）の視点で取組を行っていくことが重要です。

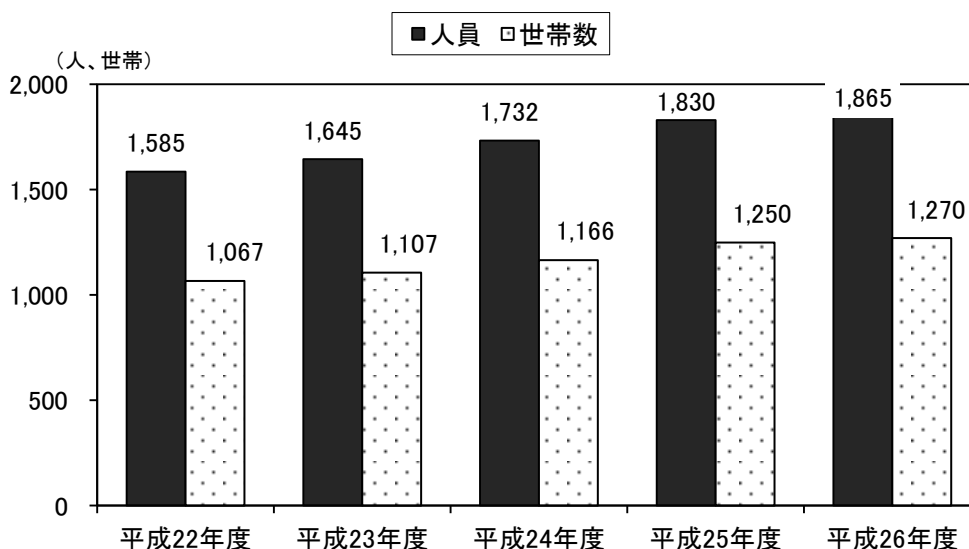
子育て支援においては、核家族の増加や人間関係の希薄化、また、児童虐待や生活困窮家庭の増加などに伴い、地域全体で子育て支援が求められています。

また、ひとり親など、生活上の困難に陥りやすい女性が増加している中で、貧困などの生活上の困難に対応するとともに、その防止のための取組を行っていくことが重要です。本市の母子世帯の割合は、大阪府や全国と比べて高い状況にあり、また、生活保護受給世帯・人員についても増加の傾向にあることなどから、切れ目のない支援を行っていく必要があります。

女性は男性よりも平均的に長寿であり、高齢者人口に占める女性の割合は高いため、高齢者施策の影響は女性の方が強く受けます。また、障害があることなどに加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている場合には、人権尊重の観点からの配慮が必要です。

子どもから高齢者までだれもが安心して暮らせる地域社会を築くためには、地域の課題をより理解している住民が主体的に関わる必要があります。また、防災活動における男女共同参画の推進など、様々な分野において男女共同参画の視点を取り入れていくことが求められています。

生活保護受給世帯・人員の推移



資料：泉大津市健康福祉部生活福祉課

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

本市では、豊かで活力のある泉大津市を築くため、男女が支え合い、社会のあらゆる分野に参画し、喜びも責任も分かち合う男女共同参画社会の実現をめざし、平成20年に「泉大津市男女共同参画のまちづくりを推進する条例」を制定しました。

本計画は、条例で定める7つの基本理念に基づき、市民一人ひとりが性別に関わらず、仕事や子育て、家事、介護など、あらゆる場面で男女が互いを尊重し、ともに責任を担い、協力しあうことで、誰もが能力と個性を発揮できる社会をめざし、以下の基本理念を掲げます。

人権が尊重され、

誰もが能力と個性を発揮できる社会の実現

2. 計画の基本方向

基本理念に掲げる社会の実現をめざし、本市における5つの課題を踏まえ、次の5つを基本方向として定めます。

課題1

基本方向1 男女共同参画社会実現のための意識づくり

課題2

基本方向2 雇用の場における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

課題3

基本方向3 意思決定の場における男女共同参画の推進

課題4

基本方向4 あらゆる暴力の根絶

課題5

基本方向5 安全・安心な暮らしの基盤づくり

3 . 計画の施策体系

基本理念

人権が尊重され、誰もが能力と個性を発揮できる社会の実現

基本方向1 男女共同参画社会実現のための意識づくり

施策1 男女共同参画に関する理解の促進

- ①男女共同参画に関する調査・研究と情報の提供
- ②男女共同参画に関する啓発活動の推進
- ③男女共同参画に関する学習機会の提供
- ④だれもが学習機会を利用することができる環境づくり

施策2 学校等における男女共同参画の推進

- ①学校・幼稚園・保育所・認定こども園における男女平等教育の推進
- ②多様な選択が可能な進路支援の充実
- ③教職員・保育関係者に対する男女平等教育に関する理解の促進
- ④保護者に対する男女共同参画の働きかけ

施策3 男女共同参画に関する男性の理解の促進

- ①男性に対する理解の促進
- ②男性に講座等に積極的に参加してもらうための働きかけ

基本方向2 雇用の場における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和（推進計画）

施策1 雇用の場における男女共同参画の推進

- ①事業所に対する男女共同参画に関する啓発と関連法令等の周知
- ②事業所に対する男女共同参画に関するセミナー等の実施
- ③事業所に対する男女共同参画に関する積極的な取組への働きかけ

施策2 女性の就業機会の拡大

- ①女性の就業支援
- ②市職員の男女の均等な採用の促進

施策3 仕事と生活の調和

- ①仕事と家事・子育て等の両立支援
- ②仕事と介護の両立支援
- ③市職員・教職員の仕事と生活の両立支援

施策4 多様な働き方を可能にするための支援

- ①女性の起業に向けた支援
- ②NPO等の活動支援

基本方向3 意思決定の場における男女共同参画の推進（推進計画）

施策1 政策・方針決定の場への女性の参画の促進

- ①審議会等への女性の参画の促進
- ②市職員・教職員管理職への女性の登用の促進
- ③地域における方針決定の場への女性の参画の促進
- ④事業所における女性の管理職等への登用の働きかけ

基本方向4 あらゆる暴力の根絶（DV防止基本計画）

施策1 DV防止対策の推進

- ①女性に対する暴力防止に向けた取組の推進
- ②相談体制の整備・充実
- ③関係機関との連携の強化
- ④被害者の自立のための支援

施策2 セクシュアル・ハラスメント対策の推進

- ①雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント対策
- ②市職員・教職員へのセクシュアル・ハラスメント対策

基本方向5 安全・安心な暮らしの基盤づくり

施策1 生涯にわたる心とからだの健康保持

- ①健康対策の推進
- ②性に関する知識の普及と相談体制の整備
- ③妊娠・出産に関する健康支援

施策2 安心して子どもを育てることができるまちづくりの推進

- ①子育て家庭への支援の充実
- ②児童虐待等への対策

施策3 貧困など生活上の困難に直面する女性等への支援

- ①ひとり親家庭への支援体制の充実
- ②生活に困難を抱える女性等への支援
- ③貧困の連鎖を断つための支援

施策4 高齢者・障がい者等が安心して暮らせるまちづくりの推進

- ①高齢者・障がい者等が安心して暮らすための支援の充実
- ②高齢者・障がい者虐待への対策

施策5 地域における男女共同参画の推進

- ①地域活動に参加することができる環境づくり
- ②地域活動への男女の参画の促進
- ③地域活動を行おうとする個人・団体への支援

施策6 防災・災害対策における男女共同参画の推進

- ①防災の分野での女性の参画の拡大
- ②男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の推進

4 . 計画の重点項目の設定

本計画では、5つの基本方向に基づいて様々な施策を推進していきますが、特に重点的に取り組んでいくものとして、以下の3つの重点項目を設定します。

重点項目① 子育て世帯に対する男女共同参画の推進

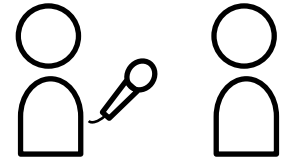
仕事と生活の調和の実現や、女性の就業率においてみられる M 字カーブ問題の解消など、男女共同参画を推進する上で重要な課題は、子育て世帯を主な対象としているため、子育て世帯に対する男女共同参画の推進を重点的に行っていきます。また、生活に不安や悩みを抱えている家庭や、その子どもに対する支援を充実させていきます。

重点項目② 男性に対する男女共同参画の理解の促進

本市において特に男性に、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識が強い傾向があります。また、女性の社会進出が進んでいる中で、いまだ家事・子育て等における女性の負担が大きい状況となっています。固定的な性別役割分担意識は、男性自身にとっても心身の負担となっていることもあるとともに、男性の長時間労働を前提とした従来働き方は、男性の家事・子育て等への主体的な参画を困難としています。男女共同参画社会は、女性だけではなく男性に対しても、自分らしく生きることができ、仕事と生活を両立することができる暮らしやすい社会であることから、男性に対する男女共同参画の理解の促進を重点的に行っていきます。

重点項目③ 事業所に対する男女共同参画への働きかけ

雇用の場における男女の均等な機会及び待遇の確保、女性の管理職等への登用の促進や、仕事と生活の調和を実現するためには、就労環境を改善していく必要があることから、事業所に対する男女共同参画への働きかけを重点的に行っていきます。



市民への聞き取り調査を実施しました！

第3次男女共同参画推進計画(にんじんプラン)を策定するにあたって、市民アンケート調査とともに、直接市民の声を聞かせるための聞き取り調査を実施いたしました。

この聞き取り調査は、市内にある「おやこ広場」に出向いて、それぞれのおやこ広場を利用して子育て世帯の父親・母親に調査の協力をお願いし、1人あたり30分程度のインタビュー方式による聞き取りを行ったものです。

全25名の方に対して聞き取りを行い、市民アンケート調査ではみえてこない市民の意識や生活実態、市に対する要望などをお聞きすることができました。

聞き取り調査に協力してくださったみなさま、本当にありがとうございました！

調査対象: 子育て世帯の父親・母親(25名)

調査場所: 市内のおやこ広場(4ヶ所)

①たんぼっぼ ②モコモコ ③カンガルー・ポケット ④らっこクラブ

調査日時: 平成27年10月31日(土)、11月5日(木)、11月7日(土)

おやこ広場



聞き取り内容① 男女共同参画に関する意識などについて

■市民の主な声

女性に対する偏見などについては、今まで生きてきた中で感じたことはあまりありません。自分の親世代にはあるのかなと思います。(男性・女性)

「男は仕事、女は家庭」という意識はまだあると思います。(男性・女性)

以前は仕事をしていましたが、結婚(または出産)を期にやめて、いまは専業主婦をしています。(女性)

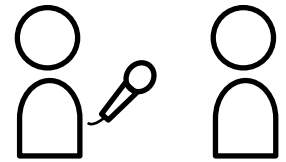
レディースデーなど、女性の方が得だと思えることはありますが、身内が集まる場に行くといろいろ動かなければならないので、そういう面では女性の方がしんどいなと思うことがあります。(女性)

○男女間の不平等や、「男なのに」「女のくせに」といった性差に対する偏見について、これまで生きてきた中で感じたことがあると回答した人は、男性・女性を問わずほとんどいませんでした。一方で、自分たちの親の世代にはそういった傾向があると思うと答えた人も多く、若い世代になるにしたがって、男女間の不平等や性差に対する偏見は改善されてきていることがうかがえました。

○一方、「男は仕事、女は家庭」という考え方については、そう思うと回答した人は一定数おり、固定的な性別役割分担意識について、いまだ解消されているとはいえない状況となっています。特に、回答者の女性の何人かからは、夫が「女が家のことをするべき」という考え方を強く持っているという話がありました。なお、回答者のうち、現在専業主婦である人のほとんどは、以前は仕事をしていましたが、結婚または出産を期に仕事を辞めたと回答しており、実態としても、結婚などにより、「男は仕事、女は家庭」という状況になっていることがわかっています。

○「女性だから損をした」という経験はあるか尋ねたところ、むしろ今はレディースデーなど、女性の方が得をすることも多いといった回答もありました。一方で、親せきなどの身内が集まる場では、女性が動かなければならないと感じているという意見もありました。

計画策定にあたっての取組



聞き取り内容② 家庭における家事分担などについて

■市民の主な声

仕事から帰ってくる時間は、大体8時から9時くらいになります。(男性)

夫は平日は仕事で忙しいのですが、休日は子どもを遊びに連れていったり、家事を手伝ってくれたりします。(女性)

子育てや家事について、夫に言えばやってくれるのですが、自分から率先してやってくれるとうれしいです。(女性)

共働きであるにもかかわらず、家事などは私がしており、女性の方が負担が重いと感じています。(女性)

仕事は大変ですが、子どもといる今の時間をもっと大切にしたいと思っています。(女性)

○専業主婦である母親に、家庭における家事や子育てなどについて夫婦で協力できているか尋ねたところ、平日については、夫は仕事をしているためほとんどできていないが、休日には子どもを外に遊びに連れて行ってくれたり、家事を手伝ってくれているとの回答が多くありました。しかしながら、あくまでこちらから頼まないと手伝ってくれないと話している人も多く、家事や子育てについて、多くの家庭で、夫が主体的に動いているというよりは、あくまで妻の手伝いをするといったものになっていることもうかがえました。

○仕事をしている母親にも同様の質問をしたところ、家事や子育てについて、共働きであるにも関わらず、母親の方に負担が大きくなっていく現状がうかがえました。

○母親に、夫への要望について尋ねたところ、こちらに言われてから動くのではなく、自分から率先して動いて欲しいという意見が多く聞かれました。また、子育てについてももっと参加して欲しいという意見がありましたが、これについては、たんに自分の負担を減らしたいということだけではなく、夫に子どもとの時間をもっと大切にしたいという気持ちも含まれていることがわかりました。

○父親が仕事から家に帰ってくる時間を尋ねたところ、平均して8時から9時頃となっている家庭が多く、多くの人が定時の退庁時間よりかなり遅い時間まで仕事をしていることがわかりました。また、父親の育休の取得や有給の消化についても、ほとんどできていない現状が明らかになりました。

聞き取り内容③ 市が実施するセミナーなどについて

■市民の主な声

にんじんサロンは聞いたことはありませんが、なにをしているか知らなかったので行ったことはないです。(男性・女性)

男性を対象とした家事などを支援するセミナーについて、機会があれば行って欲しい(みたい)です。(男性・女性)

今は仕事をしていませんが、今後仕事に復帰したいと思っているので、再就職支援などのセミナーがあれば行ってみたいです。(女性)

いろいろな場所に出張してセミナーをやってもらったり、一時保育で子どもを預かってもらうことができれば、参加しやすいです。(男性・女性)

○にんじんサロンに行ったことがあるか尋ねたところ、多くの人が聞いたことはあるが、なにをしているのかわからないため、行ったことがないと回答していました。また、広報紙やHP、周知チラシなどについても、あまり見ていないと答えた人が多い結果となりました。

○男性を対象とした、家事や子育てを支援するセミナーなどについて尋ねたところ、行って欲しいという母親や、行ってみたいという父親は一定数いましたが、一人では行きづらいという意見も多くありました。どのようにすれば行きやすくなるか尋ねてみると、一人ではなく夫婦で一緒に行くものであれば参加するかもしれないとの意見も多く聞かれました。

○母親に対して、どのようなセミナー内容に興味があるか尋ねたところ、子育て関係といったことのほかに、今後自分が仕事に復帰する上で、再就職支援など仕事関係についてのセミナーがあれば、興味があり行ってみたいという意見が多く聞かれました。

○にんじんサロンだけではなく、おやこ広場や家の近くの公民館などに出張してセミナーなどを実施してもらえれば、参加しやすくなるという意見をいただきました。また、子どもがいるため各種講座等に参加しづらいと感じている人も多く、一時保育など、子どもを預けておくことのできるサービスがあれば、参加しやすいとの声も多くありました。

第4章 施策の内容

基本方向 1 男女共同参画社会実現のための意識づくり

方向

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現していくことが重要です。そのためには、市民一人ひとりが男女共同参画社会の実現を意識し、行動していくことが必要であるとともに、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識や性差に対する偏見などを解消していくことが必要です。

あらゆる世代の人々に対して、男女共同参画に対する理解を深め、意識を高めるため、様々な媒体や機会を通じて情報の提供や広報・啓発活動を積極的に展開していくとともに、男女共同参画に関する学習機会の提供や、学校等における男女平等教育などを推進します。

計画推進の指標

| 指標名 | 現状値 | 目標値 |
|--|-------------------------------|---------------------------|
| 家庭生活や職場、学校、地域において、男女が平等であると思う市民の割合（※） | 61.3% (H26) | 75% (H36) |
| 「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「そう思わない」と答えた人の割合 | 女性 55.6% 男性 45.4% (H27) | 女性 60% 男性 55% (H37) |
| 社会の慣習やしきたりにおける平等感について、「平等である」と答えた人の割合 | 12.8% (H27) | 15% (H37) |

（※）第4次泉大津市総合計画中、基本施策「男女共同参画」における成果指標を参照

施 策

1) 男女共同参画に関する理解の促進

男女共同参画に関する情報の提供や広報・啓発活動を積極的に展開していくとともに、だれもが利用することができるよう日程等に配慮した上で、学習機会の提供を行います。

| 施策内容 | 取組内容 | 所管 |
|--------------------------|--|-----------------------------|
| 男女共同参画に関する調査・研究と情報の提供 | 男女共同参画に関する様々な情報を収集するとともに、調査・研究を行います。 | 人権市民協働課 |
| | 男女共同参画に関わりの深い図書・ビデオ等を購入し、貸し出しを行います。 | 図書館 にんじんサロン |
| | 男女共同参画に関する様々な情報を、広報やパンフレット配布等を通じて周知・啓発します。 | 人権市民協働課 |
| 男女共同参画に関する啓発活動の推進 | 男女共同参画に関する冊子・啓発紙等を作成し、市民、職員その他関係者に配布します。 | 人権市民協働課 |
| | 市の刊行物、市庁舎内・関係施設に提示するポスター等が男女共同参画の視点から性差別を助長するような表現が使われていないか等について点検を行います。 | 人権市民協働課 総務課 |
| | 市職員が男女共同参画の視点から表現を点検することができる体制を充実させます。 | 人権市民協働課 |
| | 市職員に対し、男女共同参画に関する研修を実施します。 | 人権市民協働課 人事課 |
| 男女共同参画に関する学習機会の提供 | 男女共同参画に関するセミナー等を実施することにより、市民に対し学習機会を提供します。 | にんじんサロン |
| | 地域において男女共同参画に関する学習機会の提供に努めます。 | 人権市民協働課 |
| | にんじんサロンまつりやフォーラム in 泉大津等の男女共同参画に関するイベントを開催します。 | 人権市民協働課 にんじんサロン |
| | 【重点項目①関係】 子育て世帯に対しての学習機会の提供に重点をおいた取組を充実します。 | 人権市民協働課 にんじんサロン |
| | 【重点項目①関係】 市が実施する男女共同参画に関する学習機会への参加を呼びかけます。 | 人権市民協働課 にんじんサロン 生涯学習課 |
| だれもが学習機会を利用することができる環境づくり | 働いている人が学習機会を利用することができるよう、各種講座等を休日に開催するなどの配慮をします。 | 人権市民協働課 生涯学習課 |
| | 【重点項目①関係】 子どもを持つ人が各種講座等に参加することができるよう、一時保育付きの講座等を充実させます。 | 人権市民協働課 講座等実施担当課 |

2) 学校等における男女共同参画の推進

次世代を担う子どもたちが、性別に関わりなく、能力と個性を伸ばしていくことができるよう、教育・保育の現場において、男女平等教育や多様な選択が可能な進路支援を実施していくとともに、教職員や保育関係者への研修の充実と、保護者への意識を高めるための働きかけを進めていきます。

| 施策内容 | 取組内容 | 所管 |
|--------------------------------|---|------------------------|
| 学校・幼稚園・保育所・認定こども園における男女平等教育の推進 | 教育・保育のあらゆる場において、人権尊重・男女平等の視点で教育内容や教材等を点検し充実を図ります。 | こども未来課 指導課 |
| 多様な選択が可能な進路支援の充実 | 多様な生き方、価値観のはぐくみと個性の伸長をめざし、発達段階に応じたキャリア教育を系統的に行います。 | 指導課 |
| 教職員・保育関係者に対する男女平等教育に関する理解の促進 | 教職員・保育関係者に対し、男女平等教育に関する研修や講座に参加させ、理解を促進します。 | こども未来課 指導課 |
| | 教職員・保育関係者に対する男女平等教育推進のための研修等を実施します。 | 指導課 |
| 保護者に対する男女共同参画の働きかけ | 保護者に対して、男女平等教育の更なる意識向上を図るため、情報提供や研修等の開催・ポスター掲示等を通じて、周知・啓発を行います。 | こども未来課 指導課 生涯学習課 |

3) 男女共同参画に関する男性の理解の促進

固定的な性別役割分担意識や性差に対する偏見について、特に男性に強くみられることから、意識啓発や学習機会の提供を通じ、男性の家事や子育て等への参画を進めるとともに、男女共同参画に関する理解の促進を図ります。

| 施策内容 | 取組内容 | 所管 |
|---------------------------|--|-------------------------------------|
| 男性に対する理解の促進 | 【重点項目②関係】 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解を促進するための学習機会を提供します。 | にんじんサロン |
| | 【重点項目②関係】 男性の子育てや家事などを支援する講座や教室などを、日程等に配慮して実施します。 | にんじんサロン こども未来課 健康推進課 生涯学習課 |
| 男性に講座等に積極的に参加してもらうための働きかけ | 【重点項目②関係】 家族等周囲から男性に対して参加を促してもらうよう協力を依頼します。 | 人権市民協働課 にんじんサロン |

男女共同参画社会ですべての人が輝くには
～一人ひとりが意識と行動を変えるために～

【市民の役割】

- 広報やパンフレットなどから、男女共同参画について考えてみましょう。
- 日頃から、男女共同参画の視点に立った言葉づかいや行動などを心がけましょう。
- セミナーやイベントなどに積極的に参加しましょう。
- 子どもと男女平等などについて話し合う機会をつくりましょう。また、子育てについて男女共同参画の視点に立って見直してみましょう。
- 男性も、男女共同参画の意義について認識し、子育てや家事などに積極的に参加しましょう。

【団体・事業者の役割】

- 男女共同参画に関する情報を収集し、提供に努めましょう。

基本方向 2 雇用の場における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

(推進計画)

方向

就業は生活の経済的基盤であり、自己実現につながるものでもあるため、働きたい人が性別にかかわらずその能力を十分に発揮できる社会をつくっていくことは重要な意義を持ちます。

働きたい女性が仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することができるようにするとともに、誰もが自分の望むライフスタイルを実現させることができる社会づくりを進めていくため、事業所に対して男女共同参画の推進の働きかけを行っていくとともに、女性の就業支援の充実、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現、多様で柔軟な働き方への支援などに取り組んでいきます。

計画推進の指標

| 指標名 | 現状値 | 目標値 |
|--|----------------|--------------|
| 雇用の機会や職業の選択における平等感について、「平等である」と答えた人の割合 | 19.5% (H27) | 25% (H37) |
| 賃金や待遇における平等感について、「平等である」と答えた人の割合 | 13.9% (H27) | 20% (H37) |
| 家庭生活における平等感について、「平等である」と答えた人の割合 | 28.9% (H27) | 40% (H37) |
| 「育児休業を取った、あるいは、今とっている」と答えた就学前児童の父親の割合（※） | 4.7% (H25) | 10% (H35) |

（※）次世代育成支援を進めるためのアンケート調査（平成 25 年実施）参照

施 策

1) 雇用の場における男女共同参画の推進

雇用の場における男女の均等な機会と待遇が確保されるよう、事業所に対して男女共同参画に関する啓発や関連法令等の周知、積極的な取組への働きかけを進めていきます。

| 施策内容 | 取組内容 | 所管 |
|-------------------------------|--|--------------------------|
| 事業所に対する男女共同参画に関する啓発と関連法令等の周知 | 事業所に対し、研修等の周知や市広報・啓発冊子等による情報提供を通じて、男女共同参画の取組を促す啓発を行うとともに、関連法令等の周知を行います。 | 人権市民協働課 地域経済課(労働政策担当) |
| 事業所に対する男女共同参画に関するセミナー等の実施 | 【重点項目③関係】 事業所を対象とした男女共同参画に関するセミナー等を実施します。 | 人権市民協働課 地域経済課(労働政策担当) |
| 事業所に対する男女共同参画に関する積極的な取組への働きかけ | 【重点項目③関係】 女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定が努力義務である事業所(労働者数が300人以下)に対して、策定を働きかけます。 | 人権市民協働課 地域経済課(労働政策担当) |
| | 【重点項目③関係】 男女共同参画に関する取組を積極的に行う事業所を市広報などで紹介します。 | 人権市民協働課 秘書広報課 |

2) 女性の就業機会の拡大

性別にかかわらずだれもがその能力を十分に発揮し活躍することができるよう、就労に関する情報の提供等、女性の就業を支援するとともに、男女の均等な採用を促進します。

| 施策内容 | 取組内容 | 所管 |
|-----------------|--|---------------------|
| 女性の就業支援 | 就労に関する情報の収集・提供を行います。 | 地域経済課(労働政策担当) |
| | 関係機関と連携して、技術取得や能力開発のための講座等の情報提供を行います。 | 地域経済課(労働政策担当) |
| | パートタイム・派遣労働者、家内労働者などが抱える問題についての相談体制の充実を図ります。 | 地域経済課(労働政策担当) |
| | 情報提供等により、事業所における男女の均等な採用を促進します。 | 地域経済課(労働政策担当) |
| | 求職者が就職先を検討する上で、女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の情報を取得することができるよう、周知を図ります。 | 人権市民協働課 |
| 市職員の男女の均等な採用の促進 | 「泉大津市特定事業主行動計画」に基づき、市職員の男女の均等な採用を促進します。 | 人事課 市立病院 消防本部 |

3) 仕事と生活の調和

仕事と家事・子育てや介護等との両立を支援するため、各種制度の充実や周知、育児休業等の取得促進を進めるとともに、子育てを支援する教室等を開催します。

| 施策内容 | 取組内容 | 所管 |
|-----------------|---|-----------------------------------|
| 仕事と家事・子育て等の両立支援 | 保育所・学童等における保育サービスの充実を図るとともに、周知を図ります。 | こども未来課 生涯学習課 |
| | 仕事と生活の両立に対する理解の促進を図るとともに、育児休業の取得促進に向けた情報提供の充実を図ります。 | 人権市民協働課 健康推進課 地域経済課(労働政策担当) |
| | 子育てを支援する教室等を開催するとともに、周知を図ります。 | こども未来課 健康推進課 生涯学習課 市立病院 |

| 施策内容 | 取組内容 | 所管 |
|--------------------|---------------------------------------|----------------------------|
| 仕事と介護の両立支援 | 介護保険サービス、障がい福祉サービスの充実を図るとともに、周知を行います。 | 高齢介護課 障がい福祉課 |
| | 介護休業の取得促進に向けた情報提供の充実を図ります。 | 人権市民協働課 地域経済課(労働政策担当) |
| 市職員・教職員の仕事と生活の両立支援 | 男性職員・男性教職員が育児休業を取得できる環境づくりに努めます。 | 人事課 指導課 市立病院 消防本部 |
| | 市職員・教職員の仕事と生活の両立支援を推進します。 | 人事課 指導課 市立病院 消防本部 |

4) 多様な働き方を可能にするための支援

多様な生き方、働き方があることを前提に、その選択において能力を十分に発揮することができるよう、起業やNPO等の活動の支援を行います。

| 施策内容 | 取組内容 | 所管 |
|-------------|---|---------|
| 女性の起業に向けた支援 | 起業セミナー開催のサポートや、融資制度等の情報提供を行い、女性起業家に対する支援の充実を図ります。 | 地域経済課 |
| NPO等の活動支援 | NPO 活動のための技術指導、情報提供を行うとともに、活動支援を行います。 | 人権市民協働課 |

男女共同参画社会ですべての人が輝くには
～男女がともに仕事と生活の場で活躍するために～

【市民の役割】

- 労働に関する法制度等の知識を高めるとともに、一人ひとりが意識して男女平等の職場環境をつくりましょう。
- 就労に関する講座等に積極的に参加しましょう。
- 育児休業の積極的な取得や様々なサービスなどを活用して、仕事と生活の両立を心がけましょう。

【団体・事業者の役割】

- 男女共同参画に関するセミナー等に積極的に参加しましょう。
- 女性活躍推進法に基づく事業主行動計画を積極的に策定しましょう。
- 男女共同参画に関する取組を積極的に行いましょう。
- 男女の均等な採用を行いましょう。

基本方向 3 意思決定の場における男女共同参画の推進

(推進計画)

方 向

女性の活躍が進むことは、女性だけでなく、男女がともに暮らしやすい社会の実現につながります。また、男女共同参画社会の形成を図るためには、男女それぞれの意見が反映されるよう、行政や職場、地域などあらゆる分野で、男女がともに、その活動の意思決定過程に参画していくことが重要です。

そのため、あらゆる分野において、意思決定の場における男女共同参画の推進に取り組みます。

計画推進の指標

| 指標名 | 現状値 | 目標値 |
|-----------------|----------------|--------------|
| 審議会等委員の女性割合（※） | 30.4% (H27) | 40% (H36) |
| 女性委員のいない審議会等の割合 | 14.3% (H27) | 0% (H37) |

（※）第4次泉大津市総合計画中、基本施策「男女共同参画」における成果指標を参照

施策

1) 政策・方針決定の場への女性の参画の促進

政策・方針決定の場において、男女それぞれの意見が反映されるよう、市が設置する審議会等の委員や地域団体の役員への女性の参画を促進していきます。また、市における女性職員の管理職への登用を促進するとともに、事業所に対して女性の管理職等への登用を働きかけていきます。

| 施策内容 | 取組内容 | 所管 |
|-------------------------|---|----------------------------|
| 審議会等への女性の参画の促進 | 審議会や委員会における女性委員の割合について、目標値達成に向けた働きかけを行うとともに、女性委員ゼロの審議会等の解消をめざします。 | 人権市民協働課 |
| 市職員・教職員管理職への女性の登用の促進 | 「泉大津市特定事業主行動計画」に基づき、女性職員の管理職への登用を促進するとともに、女性教職員の管理職への登用を促進します。 | 人事課 指導課 市立病院 消防本部 |
| 地域における方針決定の場への女性の参画の促進 | 自治会の会長や各種地域団体の役員への女性の選出について働きかけます。 | 人権市民協働課 地域団体所管課 |
| 事業所における女性の管理職等への登用の働きかけ | 商工会議所や事業所人権協議会と連携し、女性職員の管理職等への登用を働きかけます。 | 人権市民協働課 地域経済課(労働政策担当) |

市民、団体・事業者の取組

男女共同参画社会ですべての人が輝くには ～意思決定の場で男女の意思を反映するために～

【市民の役割】

- ・ 審議会や委員会等の委員に積極的に応募しましょう。
- ・ 様々な場で活躍する女性を応援しましょう。

【団体・事業者の役割】

- ・ 自治会や各種団体の役員に女性を積極的に登用しましょう。
- ・ 管理職等に女性を積極的に登用しましょう。

基本方向 4 あらゆる暴力の根絶

(DV 防止基本計画)

方 向

配偶者等からの暴力や、セクシュアル・ハラスメントなどは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。こうした暴力の被害者の多くは女性であり、その予防と被害からの回復のための取組を推進していくことは、男女共同参画社会を形成していく上で重要な課題です。

暴力を生まないための啓発や予防教育、DV 防止法等の法律・制度の周知徹底に努めるとともに、相談体制の充実や関係機関との連携体制の強化などに取り組みます。また、職場でのセクシュアル・ハラスメント対策を推進します。

計画推進の指標

| 指標名 | 現状値 | 目標値 |
|---|----------------|--------------|
| DV防止法の認知度（内容も知っている人の割合） | 31.1% (H27) | 50% (H37) |
| 交際相手や配偶者等からの暴力についての相談窓口を「1つも知らない」と答えた人の割合 | 14.5% (H27) | 0% (H37) |
| DVを受けた際に、「どこ（だれ）にも相談しなかった」と答えた人の割合 | 40.7% (H27) | 20% (H37) |

施 策

1) DV 防止対策の推進

女性への暴力は家庭や個人の問題だけでなく、社会的な問題として認識し、情報提供や啓発活動、予防教育などの取組を推進していきます。また、被害者が安心して救済を求めることができるよう、相談体制の充実を図るとともに、関係機関との連携強化、自立のための支援を行います。

| 施策内容 | 取組内容 | 所管 |
|---------------------|---|------------------|
| 女性に対する暴力防止に向けた取組の推進 | 市内におけるDVの現状と課題の把握に努めます。 | 人権市民協働課 |
| | DV防止法等の法律・制度の周知を図ります。 | 人権市民協働課 |
| | DV防止のための啓発を行うとともに、講座等を実施します。 | 人権市民協働課 |
| | デートDVの防止に向けて、学校等で理解を深めるための講座等を実施します。 | 人権市民協働課 指導課 |
| | 犯罪等の未然防止に関する活動など、安全・安心のまちづくりの推進に努めます。 | 人権市民協働課 |
| | 成人向け図書類の販売が適正に行われているかを点検します。 | 生涯学習課 |
| | 市職員に対して、DVに関する理解を深めるための研修等を実施します。 | 人権市民協働課 人事課 |
| 相談体制の整備・充実 | DVに関する相談窓口の周知を図ります。 | 人権市民協働課 |
| | 被害者からの相談等に適切に対応できるよう、対応マニュアル等の整備を進めます。 | 人権市民協働課 |
| | 専門的な知識を持った相談員（フェミニスト・カウンセラー）を配置した相談窓口の充実を図ります。 | にんじんサロン |
| | 相談窓口職員の資質の向上のために、様々な研修等へ参加させ、理解を深めます。 | 人権市民協働課 秘書広報課 |
| 関係機関との連携の強化 | 被害者の保護と支援を推進するため、庁内の関係課との連携を図るとともに、配偶者暴力防止支援センター、警察等の関係機関と連携・協力します。 | 人権市民協働課 全課 |
| 被害者の自立のための支援 | 被害者の状況を把握した上で、自立のための支援を行います。 | 人権市民協働課 |
| | 経済的に困窮する被害者に対して、生活保護制度や、生活困窮者自立支援事業による支援を行います。 | 生活福祉課 |

2) セクシュアル・ハラスメント対策の推進

雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント対策に取り組みます。

| 施策内容 | 取組内容 | 所管 |
|--------------------------|--------------------------------------|----------------------------|
| 雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント対策 | 事業所に対してセクシュアル・ハラスメント対策に取り組むよう働きかけます。 | 地域経済課(労働政策担当) |
| 市職員・教職員へのセクシュアル・ハラスメント対策 | 庁内や教育の場などにおけるセクシュアル・ハラスメントの防止に努めます。 | 人事課 指導課 市立病院 消防本部 |

市民、団体・事業者の取組

男女共同参画社会ですべての人が輝くには
～DV やセクシュアル・ハラスメントを生まないために～

【市民の役割】

- DV やセクシュアル・ハラスメントは人権を侵害する行為であり、家庭や個人の問題だけでなく、社会的な問題として認識しましょう。
- 被害を受けた場合は、市役所や相談機関に相談しましょう。
- DV などを発見した場合は、市役所や関係機関に通報しましょう。

【団体・事業者の役割】

- セクシュアル・ハラスメントのない職場づくりに取り組むとともに、相談できる窓口の整備などを進めましょう。

基本方向5 安全・安心な暮らしの基盤づくり

方 向

生涯を通じて心とからだの健康を保持し、子どもから高齢者までだれもが安心して暮らせる環境を整備することは、男女共同参画社会の基盤となるものです。男女は異なる健康上の問題に直面すること、また、人間の性は多種多様なものであることに留意し、生涯にわたる心とからだの健康対策を推進するとともに、子育て家庭、ひとり親家庭、高齢者、障がい者、女性であることに加え、さまざまな要因で複合的な困難を抱えている人たちのだれもが安心して暮らせるまちづくりを進めていきます。

また、地域活動においても、さまざまな市民が主体的に参画することができるよう、男女共同参画を推進していくとともに、防災体制の推進を図るため、男女共同参画の視点に立った防災・災害対策を進めていきます。

施 策

1) 生涯にわたる心とからだの健康保持

生涯にわたる心とからだの健康を保持するため、健康対策の推進を図るとともに、性に関する知識の普及と相談体制の整備、妊娠・出産に関する健康支援を充実します。

| 施策内容 | 取組内容 | 所管 |
|---------|---|---|
| 健康対策の推進 | 自己の健康管理を促進するため、健康づくりに関する講座等を開催するなど、健康に関する正しい知識の普及を図るとともに、各種健康診査体制や相談体制の整備を図ります。 | 健康推進課 保険年金課 市立病院 |
| | 食に対する意識の向上、知識の普及、啓発等を推進するとともに、生活習慣病予防対策を行います。 | 健康推進課 保険年金課 こども未来課 環境課 教育総務課 指導課 |
| | 健康診査や運動・スポーツ等の健康づくり事業の推進を図ります。 | 生涯学習課 健康推進課 高齢介護課 保険年金課 |

| 施策内容 | 取組内容 | 所管 |
|--------------------|---|-------------|
| 性に関する知識の普及と相談体制の整備 | 心のつながりや命の尊厳を重視した性に関する指導を実施します。 | 指導課 市立病院 |
| | 思春期における心とからだの問題や、性の悩みについて、学校において相談体制を整備します。 | 指導課 |
| | リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する知識の浸透を図ります。 | 人権市民協働課 |
| | 性的マイノリティの人々への偏見をなくし、人権が尊重されるよう啓発や学習機会の提供を行うとともに、相談体制の充実を図ります。 | 人権市民協働課 |
| | 学校と相談機関が連携し、性的マイノリティの児童生徒に対して適切に対応し、支援します。 | 指導課 |
| 妊娠・出産に関する健康支援 | 妊婦健康診査の助成を充実させるとともに、マタニティマークの配布等、母性保護に努めます。 | 健康推進課 |

2) 安心して子どもを育てることができるまちづくりの推進

地域で安心して子育てすることができるよう、子育て家庭への支援を充実させるとともに、児童虐待等に対して、早期発見・対応や相談窓口の充実を図ります。

| 施策内容 | 取組内容 | 所管 |
|--------------|---|---|
| 子育て家庭への支援の充実 | 「いずみおおつ子ども未来プラン」に基づき、保育所・幼稚園・認定こども園における保育・教育サービスの充実を図ります。 | こども未来課 |
| | こども会活動、登下校時の見守り等の防犯活動など、地域における子育て支援活動を支援します。 | 人権市民協働課 生涯学習課 |
| | 公共施設などに、おむつ交換や授乳をすることができる場の設置を促進します。 | こども未来課 |
| | 親子で集まることのできる場の充実を図るとともに、子育てについて相談できる機会を提供します。 | こども未来課 健康推進課 |
| | 子育てサークルの活動を支援します。 | こども未来課 生涯学習課 |
| 児童虐待等への対策 | 児童虐待の早期発見・対応に努めるとともに、相談窓口の充実を図ります。 | こども未来課 指導課 健康推進課 市立病院 人権市民協働課 |

3) 貧困など生活上の困難に直面する女性等への支援

ひとり親家庭など、生活上の困難に陥りやすい女性等が安心して暮らせる環境を整備するため、支援体制の充実を図るとともに、貧困の連鎖を断つための取組を実施します。

| 施策内容 | 取組内容 | 所管 |
|------------------|--|-------------------------------------|
| ひとり親家庭への支援体制の充実 | 経済的に不安定なひとり親家庭の自立を支援するため、手当の支給などにより生活の安定を図るとともに、子育てに関連する経済的な支援を展開し、安心して親子が生活することのできる環境づくりを推進します。 | こども未来課 |
| | ひとり親家庭の実情を把握し、必要な情報の提供を行うとともに、ひとり親家庭の自立を促進するための支援を行います。 | こども未来課 |
| 生活に困難を抱える女性等への支援 | 生活困窮者自立支援制度に基づく相談窓口を設置し、一人ひとりの状況に応じた支援プランを作成し、他の専門機関と連携して解決に向けた支援を行います。 | 生活福祉課 |
| 貧困の連鎖を断つための支援 | 生活困窮者自立支援制度に基づく学習支援を行います。 | 生活福祉課 |
| | 【重点項目①関係】 生活に不安や悩みを抱えている家庭の子どもの居場所づくりを推進します。 | こども未来課 人権市民協働課 福祉関係課 教育関係課 |

4) 高齢者・障がい者等が安心して暮らせるまちづくりの推進

高齢者・障がい者等が安心して暮らすための支援の充実と虐待に対する対策を進めます。

| 施策内容 | 取組内容 | 所管 |
|---------------------------|--|-----------------|
| 高齢者・障がい者等が安心して暮らすための支援の充実 | 介護を必要とする人が適切なサービスを受けられるよう、各種制度についての周知、相談体制の充実を図るとともに、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、自立への支援を行います。 | 高齢介護課 障がい福祉課 |
| 高齢者・障がい者虐待への対策 | 被害者からの相談を受け付け、必要に応じて各種関係機関と連携し問題解決に取り組みます。 | 高齢介護課 障がい福祉課 |

5) 地域における男女共同参画の推進

地域活動が性別や年齢等により役割が固定化することがないように、地域活動に男女とも様々な年齢層の参画を促進し、地域活動における男女共同参画の推進を図ります。

| 施策内容 | 取組内容 | 所管 |
|----------------------|--|--|
| 地域活動に参加することができる環境づくり | 子どもを持つ人が、地域活動に参加することができるよう、一時保育等の保育サービスの充実を図るとともに、周知を行います。 | こども未来課 |
| | 高齢者・障がい者を介護する人が、地域活動に参加することができるよう、介護保険サービス、障がい福祉サービスの充実を図るとともに、周知を行います。 | 高齢介護課 障がい福祉課 |
| 地域活動への男女の参画の促進 | 地域活動への様々な年齢層における男女の参画を促進します。 | 人権市民協働課 生涯学習課 全課 |
| | 地域で中心となって活動する人材を養成する講座等を実施します。 | 人権市民協働課 にんじんサロン |
| | 地域活動やボランティア活動を支援するために各種情報を提供します。 | 人権市民協働課 |
| 地域活動を行おうとする個人・団体への支援 | 地域活動を行おうとする個人・団体に対して、活動拠点の場所を提供し、必要に応じて助言・指導等を行うとともに、交流とネットワークづくりを支援します。 | 人権市民協働課 にんじんサロン 生涯学習課 地域活動担当課 |

6) 防災・災害対策における男女共同参画の推進

防災の分野での女性の参画を拡大するとともに、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を推進していきます。

| 施策内容 | 取組内容 | 所管 |
|------------------------|--------------------------------------|-------|
| 防災の分野での女性の参画の拡大 | 防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画を拡大します。 | 危機管理課 |
| 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の推進 | 男女のニーズの違いなど、男女双方の視点による防災・災害対策を推進します。 | 危機管理課 |

男女共同参画社会ですべての人が輝くには
～だれもが健康で安心して暮らすために～

【市民の役割】

- 自己の健康管理をするとともに、日頃から健康づくりに取り組みましょう。
- 性に関する正しい知識を持ち、男女の人権、性的マイノリティその他あらゆる人の人権を尊重しましょう。
- 子どもから高齢者までだれもが安心して暮らせるまちづくりを進めていきましょう。
- 広報やHP等で積極的に各種サービスなどについての情報を収集しましょう。
- 自治会や各種団体の活動に積極的に参加しましょう。

【団体・事業者の役割】

- 地域活動について、日時や場所などに配慮し、様々な年齢層における男女が参加しやすい環境を整備するとともに、それぞれの意見や考えを積極的に反映させましょう。

第5章 計画の推進

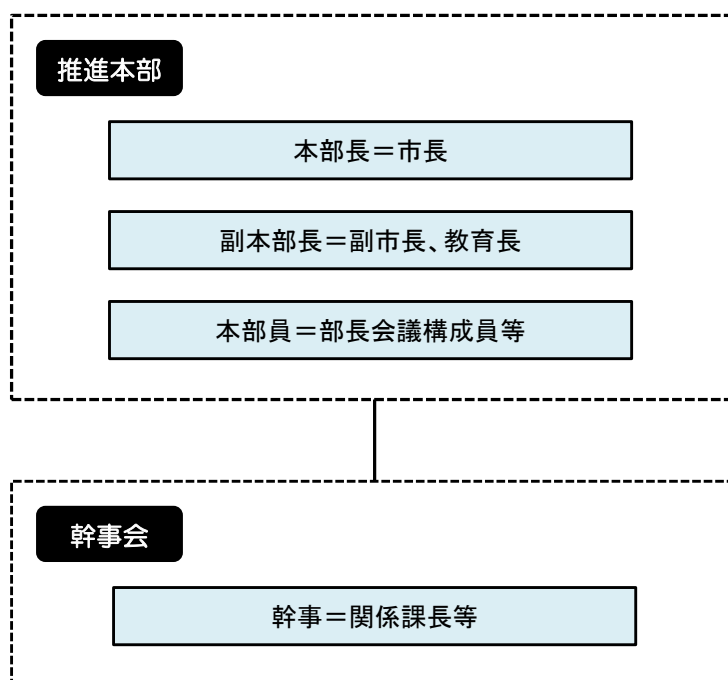
1 計画の推進体制

1) 市内推進体制の強化

男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいく施策については、あらゆる分野にわたっているため、横断的に取り組むことができるよう市内の推進体制を整備し、総合的かつ計画的に施策を推進していくことが重要です。

本市において、施策を総合的に企画・調整し、効果的に推進していくために設置されている「男女共同参画推進本部」を中心に、関係部局との一層の連携強化を図ります。

泉大津市男女共同参画推進本部体系図



2) 市民、地域団体等との連携

男女共同参画社会を実現するためには、行政だけではなく、市民や地域団体等もその意義を十分に理解し、主体的・積極的に取組を進めていくことが必要です。

本市では、男女共同参画に関する活動を行う市民・地域団体等との連携を図りながら、施策を推進していきます。また、その人材や団体を育成・支援するための取組を進めていきます。

3) 拠点施設の整備・充実

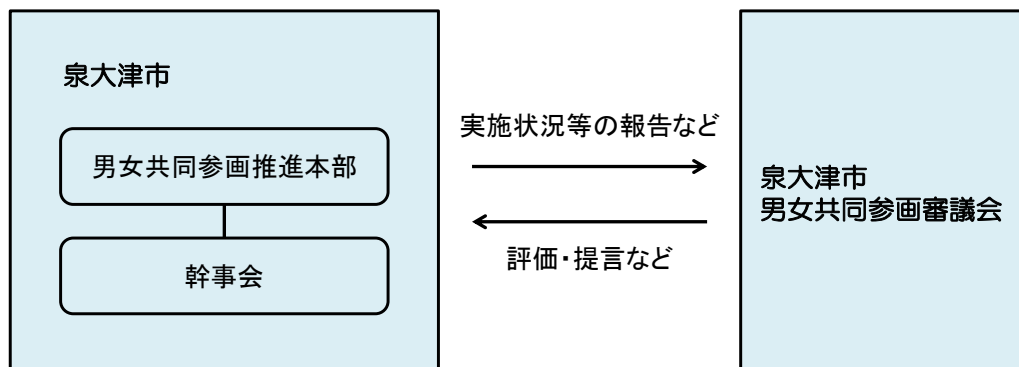
にんじんサロンは、本市において男女共同参画を推進するため、市民に向けてさまざまな事業を展開するための拠点施設です。現在、にんじんサロンでは、「学習事業」「交流事業」「登録グループ活動支援」「イベント」「女性相談」「情報収集・提供」といった事業などを実施しています。

にんじんサロンが、拠点施設として十分に機能するよう、市民が気軽に訪れることができる場として整備を進めていくとともに、実施する事業などについて積極的に周知を行っていきます。また、引き続き男女共同参画を推進するための事業を展開していくとともに、特に子育て世帯や男性に向けた事業の充実を図っていきます。

2 . 計画の進行管理

本計画を着実に実行していくため、泉大津市男女共同参画のまちづくりを推進する条例第11条第5項の規定に基づき、庁内の関係各課が実施する施策の実施状況等について、毎年度報告書を作成し公表します。

また、学識経験者や公募に応じた者等から構成される「泉大津市男女共同参画審議会」を毎年度開催し、実施状況等の報告などを行うとともに、その評価と提言などを受け、今後の施策の取組に反映させていきます。



資料編

1. 用語解説

あ行

NPO

「Non-Profit Organization」の略で、営利を目的とせず市民活動や公共的な活動を行う民間組織。福祉やまちづくり、男女共同参画、環境、子育て支援など、様々な分野で活動を行っている。

か行

キャリア教育

子ども・若者がキャリアを形成していくために必要な能力や態度の育成を目標とする教育的働きかけで、キャリア形成にとって、自らのチカラで生き方を選択していくことができるよう必要な能力や態度を身につけることが重要とされている。

なお、ここでいう「キャリア」とは、「人が、生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見いだしていく連なりや積み重ね」である。

高齢者・障がい者虐待

高齢者虐待とは、高齢者が他者からの不適切な扱いにより、権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態におかれることをいう。平成 18 年 4 月から施行されている「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」では、高齢者虐待の種類を、①身体的虐待、②介護・世話の放棄・放任、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の 5 つに分類している。また、主体により①養護者による高齢者虐待、②養介護施設従事者等による高齢者虐待の 2 つに分けている。

障がい者虐待は、障がい者の尊厳を傷つける許されない行為であり、障がい者の自立や社会参加を進めるためにも虐待を防止することが極めて重要である。平成 24 年 10 月から施行されている「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」では、障がい者虐待の種類を、①身体的虐待、②ネグレクト、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の 5 つに分類している。また、主体により①養護者による障がい者虐待、②障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待、③使用者による障がい者虐待の 3 つに分けている。

固定的な性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要業務・女性は補助的業務」などのように、男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のことをいう。

さ行

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章では、仕事と生活の調和が実現した社会を、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とし、具体的には、①就労による経済的自立が可能な社会、②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、③多様な働き方・生き方が選択できる社会、としている。

児童虐待

児童虐待には、①身体的虐待、②性的虐待、③ネグレクト、④心理的虐待の4つに分類される。平成12年5月の「児童虐待の防止等に関する法律」の施行に伴い、虐待を受けている子どもを保護者から引き離しやすくなり、子どもの安全を第一にすることができるようになった。

女性活躍推進法に基づく事業主行動計画

女性活躍推進法では、女性の活躍推進の取り組みを着実に前進させるため、常時雇用する労働者の数が301人以上の事業主に対して、女性の活躍に関する状況の把握、課題分析を踏まえた定量的目標・取り組み内容・実施時期・計画期間を必須記載事項とする「事業主行動計画」の策定・届出・社内周知・公表が義務付けられた。なお、常時雇用する労働者が300人以下の事業主については努力義務。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)

平成27年8月に成立、施行。但し、一般事業主に関する部分については平成28年4月1日施行。10年間の時限立法。自らの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要であるため、以下の3つを基本原則とし、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るために制定された法律。

- ①女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること
- ②職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- ③女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

性的マイノリティ

体の性と心の性が一致しない性同一性障がいの人や、同性を恋愛対象とする同性愛の人、同性と異性の両方を恋愛対象とする両性愛などの人たちのことをいう。生きづらさを感じる人も多く、自殺を考えるなど、追い詰められている人も少なくない。

セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反して望まない性的な嫌がらせのこと。略してセクハラといわれる。相手が不快と思う性的な言動によって、個人の尊厳を傷つけ、就労等の遂行を困難にすること。大きく分けて「対価型」（職場での地位を利用したり、何らかの雇用上の利益・不利益を示して性的要求が行われるもの）と、「環境型」（抱きつく、腰や胸をさわる、性的な噂を流す、ヌード写真を職場に貼る等女性が不愉快に感じる職場環境をつくる）の2つがある。

最近では、雇用の場だけでなく、就業の場、教育の場、地域社会などでのセクハラも問題となっている。

た行

男女共同参画社会

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、それによって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会。

男女共同参画社会基本法

平成11年6月に成立、施行。男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定され、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念（男女の人権の尊重、社会における制度または慣行についての配慮、政策等への立案及び決定への共同参画、家庭生活における活動と他の活動の両立、国際的協調）を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めている。

デートDV

交際中のカップル間に起こるDVのことをいう。殴る・蹴るといった身体的暴力ばかりではなく、携帯電話のチェックやアドレスの消去、友人とのつきあいや行動を制限するような相手に対する束縛が含まれる。

恋愛が低年齢化するにつれて、中学生・高校生・大学生など、10～20代の未婚の恋人同士の間でもDVが広がっている。

DV(ドメスティック・バイオレンス)

一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。暴力の種類には以下のものがある。

身体的暴力（殴る、蹴る、突き飛ばす、物を投げつける、首を絞める等）

性的暴力（セックスを強要する、避妊に協力しない、見たくないのにアダルトビデオやポルノ雑誌を見せる等）

精神的暴力（無視する、口汚くののしり脅す、「誰に食べさせてもらっている」と言う、「いやなら出て行け」と脅す等）

経済的暴力（生活費を入れない、お金の使い方をチェックする、妻に仕事をさせない等）

社会的暴力（実家・友人と会うことや電話をやめさせる、交友関係等を細かく監視する等）

子どもを巻き込んだ暴力（子どもに暴力を見せる、子どもを危険な目にあわせる、自分の言いたいことを子どもに言わせる等）

は行

配偶者からの暴力の防止及び被害者等の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）

平成 25 年 7 月改正、平成 26 年 1 月施行。配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とした法律。

今回の改正では、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く）をする関係にある相手からの暴力及びその被害者について、この法律を準用することになった。

なお、ここでいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」を含み、男性、女性を問わない。離婚後（事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む）も引き続き暴力を受ける場合を含む。また、「暴力」とは、身体に対する暴力またはこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動のことをいう。

パブリックコメント

生活に広く影響を及ぼす市民の基本的な計画・条例等を立案する過程において、その計画等の主旨、内容などを市民等に公表し、これらに対して寄せられた意見や専門的知識を考慮して最終決定するための一連の手続きのことをいう。

本市では、「泉大津市パブリックコメント手続き実施要綱」（平成 18 年 4 月 1 日施行）に基づき実施している。

ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。男女間において形式的な機会の平等が確保されていても、社会的・経済的な格差が現実存在する場合には、実質的な機会の平等を担保するためにポジティブ・アクションの導入が必要となる。

ら行

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

リプロダクティブ・ヘルスとは、人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、生殖能力を持ち、子どもを産むか産まないか、いつ産むか、何人産むかを決める自由を持つことを意味する。

リプロダクティブ・タイツとは、すべてのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利が保障されることをいう。

2 . 計画策定の経過

| 年月日 | 事項 | 内容 |
|--|-----------------------|--|
| 平成 27 年 4月 14 日～6月 18 日 | 市民アンケート調査の 実施 | 満 20 歳以上の市民の中から無作為に抽出した 1,500 人（男性 750 人、女性 750 人）を対象に実施 |
| 平成 27 年 10 月 5 日 | 第 1 回男女共同参画審 議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・審議会会長、副会長の選出 ・審議会会長へ諮問 ・案件 ①計画策定に係るスケジュールについて ②計画の策定にあたって ③市民アンケート調査について ④現行計画の取り組み状況等について ⑤にんじんサロンの現状と課題について ⑥計画骨子案について |
| 平成 27 年 10 月 31 日 11 月 5 日、7 日 | 市民への聞き取り調査 の実施 | 計画を策定するにあたって、直接市民の声を聞くため、子育て世帯の父親・母親を対象に実施 |
| 平成 27 年 11 月 20 日 | 第 1 回男女共同参画推 進本部会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・案件 ①計画策定に係るスケジュールについて ②第 3 次男女共同参画推進計画（素案）について ③その他 |
| 平成 27 年 11 月 25 日 | 第 2 回男女共同参画審 議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・案件 ①第 3 次男女共同参画推進計画（素案）について ②その他 |
| 平成 27 年 12 月 15 日 | 第 2 回男女共同参画推 進本部会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・案件 ①第 2 回男女共同参画審議会の報告について ②計画（素案）の修正について ③その他 |
| 平成 27 年 12 月 18 日 ～平成 28 年 1 月 12 日 | パブリックコメントの 実施 | 第 3 次男女共同参画推進計画（案）について市民から意見を募集するため、パブリックコメントを実施 |
| 平成 28 年 1 月 26 日 | 第 3 回男女共同参画推 進本部会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・案件 ①パブリックコメントの結果について ②計画（素案）について ③その他 |

| | | |
|-----------------|--------------------|--|
| 平成 28 年 2 月 1 日 | 第 3 回男女共同参画審 議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・案件 ①パブリックコメントの結果について ②計画（素案）について ③答申書（案）について ④その他 |
| 平成 28 年 2 月 3 日 | 答申 | 審議会会長から市長へ答申 |

3 泉大津市男女共同参画のまちづくりを推進する条例

泉大津市男女共同参画のまちづくりを推進する条例

(平成 19 年泉大津市条例第 27 号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会の動きと連動して進められ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けた男女共同参画社会基本法が制定された。

泉大津市においても、「人が好きです。このまちが好きです。わたしも参加します。にんじん(人参)プラン」と市民が名付けた行動計画に基づき、様々な取組を進めてきたが、現実の社会では、性別による固定的役割分担意識及びこれに基づく社会慣行等が依然として残され、多くの市民が男女間の不平等を感じている。

少子高齢化及び高度情報化が急速に進展し、社会経済環境が大きく変化する中、豊かで活力のある泉大津市を築くためには、男女が支え合い、社会のあらゆる分野に参画し、喜びも責任も分かち合う男女共同参画社会を実現することが重要である。

ここに私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画への取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、本市における男女共同参画の推進に関し基本理念を定め、市、市民(本市の区域内に通勤し、又は通学する者を含む。以下同じ。)、事業者(本市の区域内において事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。以下同じ。)及び教育関係者等(学校教育、家庭教育、職場教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育に携わる者をいう。以下同じ。)の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、それぞれの連携及び協力の下に当該施策を総合的かつ計画的に実施し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的格差是正措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) セクシュアル・ハラスメント 職場、学校、地域等の社会的関係において、相手の意に反した性的な言動をすることによりその者の就業環境等を害し、又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

(4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)又は配偶者であった者その他これに準ずる親しい関係にある者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進しなければならない。

(1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が直接的又は間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されること。

(2) 男女の性別にとどまらず、性同一性障害を有する人その他のあらゆる人の人権についても配慮されること。

(3) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担意識等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して、できる限り影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

(4) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(5) 男女が、互いの身体的特徴及び心身の変化について理解を深め、妊娠、出産等に関する事項について個人の尊厳が重んじられ、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう配慮されること。

(6) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、共に家事、育児、介護等の家庭生活における活動について協力して担い、かつ、職場、学校、地域その他の社会生活における活動に参画することができるように配慮されること。

(7) 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、その動向に留意すること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含む。以下「男女共同参画施策」という。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民、事業者及び教育関係者等(以下「市民等」という。)と協働するものとする。

3 市は、自ら率先して男女共同参画の推進に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、社会のあらゆる分野において、積極的に男女共同参画を推進するとともに、男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業又は活動を行うに当たっては、基本理念に基づき、職場における活動に参画する機会の確保、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動を両立して行うことができる職場環境の整備等により、男女共同参画の推進に努めるとともに、男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(教育関係者等の責務)

第7条 教育関係者等は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進を図るための教育を行うとともに、男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(積極的格差是正措置)

第8条 市は、男女共同参画の推進のため、市民及び事業者と協力して積極的格差是正措置を講じ、男女共同参画社会の実現に努めるものとする。

(性別による差別的取扱い等の禁止)

第9条 何人も、社会のあらゆる分野において、直接的又は間接的であるかを問わず、性別によるあらゆる差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、職場、学校、地域その他のあらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、個人の尊厳を踏みにじるドメスティック・バイオレンス及びこれと相関する児童虐待を行ってはならない。

(公衆に表示する情報への配慮)

第10条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による差別的取扱い又は異性に対する暴力的行為を助長する表現その他の男女共同参画の推進を阻害するおそれがある表現を行わないよう

配慮しなければならない。

(男女共同参画推進計画の策定等)

第 11 条 市は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画推進計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、男女共同参画推進計画の策定に当たっては、あらかじめ、泉大津市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民等の意見が反映されるよう適切な措置を講ずるものとする。

3 市長は、男女共同参画推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

4 前 2 項の規定は、男女共同参画推進計画の変更について準用する。

5 市長は、毎年度、男女共同参画施策の実施状況等について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(附属機関等における委員の構成)

第 12 条 市は、その設置する附属機関その他これに準ずるものの委員その他の構成員の任命又は委嘱に当たっては、男女の数の均衡を図るよう努めるものとする。

(施策の策定に当たっての配慮)

第 13 条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(市民等の理解を深めるための措置)

第 14 条 市は、男女共同参画に関する市民等の理解を深めるため、広報活動、意識の啓発、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、教育及び学習を通じて市民が男女共同参画に関する理解を深めることができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第 15 条 市は、男女共同参画施策の策定に必要な事項について調査研究を行うとともに、その成果を公表し、男女共同参画施策に反映させるものとする。

(苦情等及び相談の申出)

第 16 条 市民等は、男女共同参画施策又は市が実施する施策のうち男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められるものについて、苦情又は意見(以下「苦情等」という。)があるときは、その旨を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、迅速かつ適切に処理するものとする。この場合において、市長は、苦情等の処理を行うに当たり必要があると認めるときは、泉大津市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

3 市民等は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因により人権が侵害されたとき又はそのおそれがあるときは、市長に相談することができる。

4 市長は、前項の規定による相談を受けたときは、関係機関と連携し、迅速かつ適切に処理するものとする。

(推進体制の整備)

第 17 条 市は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(拠点施設の整備)

第 18 条 市は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施するとともに、市民等による男女共同参画の取組を支援するため、総合的な拠点施設の整備及び充実に努めるものとする。

(男女共同参画審議会)

第 19 条 本市に、泉大津市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は次に掲げる事項を所掌する。

(1) 男女共同参画推進計画の策定に関し、第 11 条第 2 項の規定による市長の求めに応じて意見

を述べること。

(2) 苦情等の申出について、第 16 条第 2 項の規定による市長の求めに応じて意見を述べること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長の求めに応じて男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議し、意見を述べること。

3 審議会は、委員 10 名以内で組織する。この場合において、男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

4 委員は、学識経験のある者、公募に応じた者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第 20 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定され、及び公表されている泉大津市男女共同参画推進計画「にんじんプラン」は、第 11 条の規定により策定され、及び公表されたものとみなす。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年泉大津市条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

4 . 泉大津市男女共同参画審議会

規則

泉大津市男女共同参画審議会規則

(平成20年1月7日規則第1号)

(趣旨)

第1条 この規則は、泉大津市男女共同参画のまちづくりを推進する条例(平成19年泉大津市条例第27号。以下「条例」という。)第19条第6項の規定に基づき、泉大津市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第4条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(資料の提出)

第5条 審議会は、条例第19条第2項第2号の規定により意見を求められた場合において、審議を行うために必要があると認めるときは、関係機関に情報の提出を求めることができる。

2 前項の規定により提出された情報を会議で審議するときは、当該会議は非公開とする。

(意見の聴取等)

第6条 審議会は、審議を行うために必要があると認めるときは、審議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総合政策部人権市民協働課において行う。

(平24規則18・一部改正)

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日以後最初に招集される審議会の招集及び会長が選任されるまでの間の審議会の主宰は、市長が行う。

附 則(平成24年3月30日規則第18号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

委員名簿

(敬称略・五十音順)

| 氏名 | 所属等 | 備考 |
|--------|--|-----|
| 岡崎 裕 | 和歌山大学教育学部 教授 | 会長 |
| 杉原 千鶴子 | 社会福祉法人和泉乳児院 子育てアドバイザー | |
| 高見 陽子 | ウィメンズセンター大阪 | |
| 藤原 恵美子 | 公募市民 | |
| 宝楽 陸寛 | 特定非営利活動法人 SEIN 事務局長 | |
| 正木 敬二 | 泉大津公共職業安定所 次長 | |
| 松本 啓史 | 泉大津市立戎小学校 校長 | |
| 三宅 幾子 | 公募市民 | |
| 森野 和子 | 株式会社ライフキャリアデザイン・アソシエイツ代表取締役 男女共同参画コンサルタント | 副会長 |
| 守安 博美 | 人権擁護委員 | |

泉大人権第325号

平成27年10月5日

泉大津市男女共同参画審議会会長 様

泉大津市長 伊藤 晴彦

新たな泉大津市男女共同参画推進計画の策定について(諮問)

本市では、「泉大津市男女共同参画のまちづくりを推進する条例」(平成19年泉大津市条例第27号)及び「第2次泉大津市男女共同参画推進計画」(平成18年策定)に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて施策に取り組んでまいりました。

しかしながら、現実の社会では、性別による固定的役割分担意識及びこれに基づく社会慣行等が依然として残され、多くの市民が男女間の不平等を感じています。

少子高齢化及び高度情報化が急速に進展し、社会経済環境が大きく変化する中、豊かで活力のある泉大津市を築くためには、男女が支え合い、社会のあらゆる分野に参画し、喜びも責任も分かち合う男女共同参画社会を実現することが重要です。

このような中で、同計画の見直しを行い新たな計画を策定していくため、貴審議会のご意見をいただきたく、下記事項について諮問いたします。

記

新たな泉大津市男女共同参画推進計画を策定するにあたっての、基本的な考え方について

答申書を挿入

5 泉大津市男女共同参画推進本部

要綱

泉大津市男女共同参画推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本市における男女共同参画社会づくりの促進に関する施策を総合的に企画・調整し、かつ効果的に推進するため、泉大津市男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 泉大津市における男女共同参画社会づくり促進のための計画（以下「計画」という。）の策定及びその実施に関すること。
- (2) 計画の策定及び実施における関係部課等の総合調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

- 2 本部長には市長を、副本部長には副市長及び教育長を充てる。
- 3 本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 推進本部会議は、必要に応じ本部長が召集し、主宰する。

- 2 本部長が不在のときは、あらかじめ本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。
- 3 本部長は、必要があると求めるときは、関係職員の出席を求めて意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

(幹事会)

第5条 推進本部の所掌事務を円滑に推進するため、幹事会を置き、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 幹事会は、総合政策部人権市民協働課長が召集し、主宰する。
- 3 幹事会は、協議事項に関係ある幹事のみで開催することができる。
- 4 幹事会は、必要に応じ関係職員に対し、資料の提出及び説明を求めることができる。
- 5 本部長は、必要があると認めるときは、幹事を追加することができる。

(研究会)

第6条 幹事が提示した事項について検討するため、幹事会に研究会を置く。

- 2 研究会は、公募職員及び本部員の推薦職員で組織する。
- 3 研究会に構成員で互選した座長を置き、座長が必要に応じて会議を招集する。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、総合政策部人権市民協働課が行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営等に必要な事項は、本部長が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成17年1月1日から施行する。
- 2 泉大津市女性施策推進本部設置要綱（平成元年11月2日施行）は、廃止する。
- 3 この改正要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 4 この改正要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表(1)

| | | |
|--------|-------------------|--------------|
| 参与 | 市議会事務局長 | 教育委員会事務局教育部長 |
| 総合政策部長 | 選挙・監査・公平・農委員会事務局長 | 消防長 |
| 総務部長 | | 市立病院事務局長 |
| 健康福祉部長 | | |
| 都市政策部長 | | その他部長会構成員 |

別表(2)

| | | | |
|---------|-----------|------------|-----------|
| 【総合政策部】 | 【健康福祉部】 | 【市立病院事務局】 | 【消防本部】 |
| 企画調整課長 | 高齢介護課長 | 総務課長 | 総務課長 |
| 労働政策担当 | 障がい福祉課長 | | |
| 秘書広報課長 | こども未来課長 | 【教育委員会事務局】 | |
| 人事課長 | 健康推進課長 | 教育総務課長 | 女性職員のうち |
| 人権市民協働課 | 保険年金課長 | 指導課長 | 人権市民協働課長が |
| | | 人権教育担当 | 指定する者 2名 |
| 【総務部】 | 【都市政策部】 | 生涯学習課長 | |
| 総務課長 | まちづくり政策課長 | 教育支援センター長 | |
| 市民課長 | 環境課長 | | |
| | 水道課長 | | |

第3次泉大津市男女共同参画推進計画

～にんじんプラン～

平成28年※※月

泉大津市総合政策部人権市民協働課

〒595-8686 泉大津市東雲町9番12号

電話 0725-33-1131
